

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT112-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を 抑制するための手順等

令和4年8月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの : 下記3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様性拡張設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」の撤去及び「代替給水ピット」の設置に伴う変更。 ・屋外の多様性拡張設備であるろ過水タンク及び2次系純水タンク耐震化に伴い、関連する図面等を修正した。 ・防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる燃料補給のアクセスルート図の変更。 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉の「添付資料1.12.2 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表」について、審査基準の各要求事項に対応する手段と設備を明確にするため、表の構成の見直しを行うとともに、資料名を「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」へ変更し、記載の適正化を行った。 ・「添付資料1.12.24 解釈一覧」を新規作成し、各対応手段の「手順着手の判断基準」及び「操作手順」に対する具体的な目標値や設定値等の定量的な解説を整理するとともに、「操作手順」の系統構成等に対する具体的な操作対象機器を整理した。 ・各対応手段の概略系統図について、「添付資料1.12.24 解釈一覧」にて各対応手段における系統構成等の操作対象機器を整理した結果を踏まえて、他の設備への悪影響防止の観点で操作する弁や通常の運転状態から状態変更を行う弁等の記載を充実化した。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
1-4) その他			
大飯3/4号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要				
2-1) 設備の相違（以下については、差異理由欄にNo.を記載する）				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
①	【海洋への拡散抑制に使用する重大事故等対処設備】 ・シルトフェンス	【海洋への拡散抑制に使用する重大事故等対処設備】 ・放射性物質吸着剤	【設計方針の相違（重大事故等対処設備及び多様性拡張設備）】 （例：比較表 p.1.12-6,7） ・大飯3/4号炉は、大気への拡散抑制（放水）開始前までに重大事故等対処設備であるシルトフェンスを設置し、海洋への拡散抑制を行う。また、放射性物質吸着剤は最短でも12時間程度の準備時間を要するが放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効なため、多様性拡張設備としている。 ・泊3号炉は、大気への拡散抑制（放水）開始前までに放射性物質吸着剤の使用準備を行う手順であることから、放射性物質吸着剤を重大事故等対処設備として位置付ける。また、放射性物質吸着剤を通過した後の汚染水が専用港内に流出することから、専用港内の荷揚場及び放水口の間口部にシルトフェンスを設置する手順である。荷揚場シルトフェンスは最短でも6時間程度、間口部シルトフェンスは最短でも9時間程度、準備に時間を要するが、更なる海洋への拡散抑制を行うための手段として多様性拡張設備としている。荷揚場へのシルトフェンス設置作業は陸上で実施するが、間口部へのシルトフェンス設置作業は一部を海上で行うため小型船舶を使用する。 ・大飯3/4号炉と基準要求に対する設計方針が相違するが、海洋への拡散抑制を行う手段に相違なし。	
	【海洋への拡散抑制に使用する多様性拡張設備】 ・放射性物質吸着剤	【海洋への拡散抑制に使用する多様性拡張設備】 ・荷揚場シルトフェンス ・間口部シルトフェンス ・小型船舶		
②	【貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時における大気への原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に重大事故等対処設備】 ・送水車 ・スプレイヘッド	【貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時における大気への使用済燃料ピットへスプレイに使用する重大事故等対処設備】 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】 （例：比較表 p.1.12-8,9, 1.12-26） ・大飯3/4号炉は、建屋の損壊状況やエアモニタの指示値等によって建屋に近づける場合は、建屋外部よりスプレイヘッドにより建屋へ放水する手順を整備しており、建屋に近づけない場合は、放水砲により建屋へ放水する手順である。 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルは、建屋へ放水するための設備ではなく、使用済燃料ピットへスプレイするための設備であり、建屋外部からの放水を行う場合は、大流量かつ広範囲に放水できる放水砲を使用する手順であり、設計方針は伊方3号炉、玄海3/4号炉と相違なし。 ・泊3号炉は、水源切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備し、淡水である代替給水ピットと原水槽は耐震性がないことから多様性拡張設備による対応手段としている。なお、淡水である2次系純水タンクとろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。 ・大飯3/4号炉と設備は異なるが、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時に複数の手段により大気への拡散抑制を行うことに相違なし。	
	— （泊3号炉との比較対象なし）	【貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時における大気への使用済燃料ピットへスプレイに使用する多様性拡張設備】 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル ・代替給水ピット ・原水槽 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク		

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2-1) 設備の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）			
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
③	【大容量ポンプ（放水砲用）等へ補給する燃料を備蓄する設備】 ・燃料油貯蔵タンク ・ <u>重油タンク</u>	【可搬型大容量海水送水ポンプ車等へ補給する燃料を備蓄する設備】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】 （例：比較表 p 1.12-6,7） ・大飯3/4号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、これらを併せて有効性評価における7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。
④	【送水車への燃料補給に使用する設備】 ・軽油ドラム缶	【可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する設備】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】 （例：比較表 p 1.12-8,9） ・大飯3/4号炉の送水車の燃料は軽油であり、重油を使用する大容量ポンプ（放水砲用）等と燃料の種類が異なることから、軽油ドラム缶にて燃料を補給する。 ・泊3号炉の可搬型大容量海水送水ポンプ車等と可搬型大型送水ポンプ車の燃料は同じ軽油を使用するため、いずれの燃料補給の手順についてもディーゼル発電機燃料油貯油槽の燃料を可搬型タンクローリーにて汲み上げた後、可搬型タンクローリーの給油ガンにより行う。
⑤	— （泊3号炉との比較対象なし）	【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げに使用する設備】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】 （例：比較表 p 1.12-6,7） ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプにより汲み上げる手段と燃料油移送ポンプを使用して汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、代替非常用発電機等へ燃料補給するための複数のルートを確認している（詳細は、技術的能力1.14まとめ資料「添付1.14.18」参照）。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2-1) 設備の相違（以下については、差異理由欄にNo.を記載する）				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
⑥	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車 泡原液搬送車 泡消火剤等搬送車 送水車（消火用） 中型放水銃 	<p>【航空機燃料火災時の初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 可搬型大型送水ポンプ車 小型放水砲 大規模火災用消防自動車 	<p>【設計方針の相違（多様性拡張設備）】（例：比較表 p 1.12-10,12）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉は、火災の状況や水源に応じて設備を組み合わせ使用手順である。 <ul style="list-style-type: none"> 水源は消火栓（淡水タンク）、防火水槽又は海が選択可能。 中型放水銃は、化学消防自動車及び送水車（消火用）による放水で使用。 泡消火剤の補給は、泡消火剤を積載した泡原液搬送車又は泡消火剤等搬送車にて運搬し、中型放水銃の上流側より注入する場合は泡原液搬送車を使用し、化学消防自動車より注入する場合は泡消火剤等搬送車を使用。 泊3号炉は、航空機燃料火災時の初期対応において、化学消防自動車と水槽付消防ポンプ自動車、可搬型大型送水ポンプ車と小型放水砲、大規模火災用消防自動車による泡消火の3つの手段を整備しており、設備を組み合わせ使用はしない。 <ul style="list-style-type: none"> 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火の水源は、消火栓（ろ過水タンク）、防火水槽及び原水槽が選択可能。 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火の水源は、代替給水ビット、原水槽、海が選択可能。 大規模火災用消防自動車による泡消火による泡消火の水源は、防火水槽、原水槽、海が選択可能。 泡消火剤の補給は、泡消火剤を入れた専用容器を車両にて運搬し、化学消防自動車へ泡消火剤を投入する。また、可搬型大型送水ポンプ車で用いる泡消火剤は、小型放水砲の上流へ接続するための専用の泡消火剤を配備している。 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による消火活動は、化学消防自動車等による消火活動を実施する要員とは別の要員で消火活動が可能なることから、並行して準備可能。 大規模火災用消防自動車は、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動を開始又は使用できない場合に使用する手段である。 設備は異なるが、淡水又は海を水源とした泡消火により航空機燃料火災時の初期対応を行う手段を整備していることに相違なし。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2-2) 記載方針の相違（以下については、差異理由欄に No.を記載する）</p>			
No.	大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由
①	<p>【「1.12.1 (2) d.手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長</u>^{※2}、<u>当直課長</u>、<u>運転員等</u>^{※3}及び<u>緊急安全対策要員</u>^{※4}の対応として、放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順等に定める（第1.12.1表）。</p> <p>※2 <u>発電所対策本部長</u>：重大事故等発生時における<u>発電所原子力防災管理者</u>及び<u>代行者</u>をいう。</p> <p>※3 <u>運転員等</u>：<u>運転員</u>及び<u>重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員</u>をいう。</p> <p>※4 <u>緊急安全対策要員</u>：<u>重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員</u>をいう。</p>	<p>【「1.12.1 (2) d.手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長</u>、<u>発電課長</u>（当直）、<u>運転員</u>、<u>災害対策要員</u>、<u>放管班員</u>、<u>消火要員</u>及び<u>事務局員</u>の対応として、<u>発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順</u>等に定める（第1.12.1表）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大阪3/4号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。（例：比較表 p 1.12-13） 泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。
②	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.6</u>で整備する。 	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.12</u>で整備する。 可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.13</u>で整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪3/4号炉の<u>大気への拡散抑制</u>で使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、格納容器内自然対流冷却で使用する大容量ポンプと容量は異なるが設備の仕様がほぼ同じであり、代替格納容器スプレイで使用する電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車への燃料補給と併せて技術的能力1.6にて燃料補給の手順を整備している。（例：比較表 p 1.12-25） 泊3号炉の可搬型大容量海水送水ポンプ車は、<u>大気への拡散抑制</u>で使用する重大事故等対処設備であり、格納容器内自然対流冷却等では可搬型大型送水ポンプ車を用いることから、可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順は技術的能力1.12で整備している。（例：比較表 p 1.12-46）また、泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、重大事故等対策の水源となる燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの海水の補給等でも使用する重大事故等対処設備であり、燃料補給の手順を技術的能力1.13にて整備している。（例：比較表 p 1.12-35） 大阪3/4号炉と手順を記載する審査項目は異なるが、燃料補給が必要な重大事故等対処設備に対して燃料補給の手順を整備していることに相違なし。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2-3) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、差異理由を省略する）			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
・大容量ポンプ（放水砲用）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-6）	
・シルトフェンス	・荷揚場シルトフェンス	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-6） ・設備の仕様は異なるが、海洋への拡散抑制を行う機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・送水車	・可搬型大型送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
・泡混合器	・泡混合設備	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-11）	
・泡消火剤	・泡消火薬剤	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-38）	
・No. 2 淡水タンク	・ろ過水タンク	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-37）	
・燃料油貯蔵タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-6）	
・タンクローリー	・可搬型タンクローリー	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-6）	
・原子炉周辺建屋	・燃料取扱棟	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-8）	
・使用済燃料ピット区域エアモニタ	・使用済燃料ピットエアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.12-29）	
・原子炉格納容器周辺	・原子炉建屋周辺	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-5）	
・放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	・放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-21）	
・原子炉格納容器及びアニュラス部の損傷箇所	・原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-15）	
・給油間隔	・燃料補給間隔	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-16）	
・燃料の給油（燃料を給油）	・燃料補給	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-16）	
・外気温	・外気温度	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-16）	
・直線状で放水	・直線状で放射	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-17）	
・放射性物質の抑制効果	・放射性物質の拡散抑制効果	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.12-17）	
・放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順	・発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順	・手順名称の相違（例：比較表 p 1.12-13）	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>2-4) 差異識別の省略（以下については、各対応手順の共通の差異理由のため、本文中の差異識別と差異理由は省略する）</p>			
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所対策本部長 緊急安全対策要員 	<p>【「操作手順」の対応要員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電課長（当直） 運転員 災害対策要員 発電所対策本部長 事務局員 	<ul style="list-style-type: none"> 対応要員、要員名称の相違 泊3号炉は、大気への拡散抑制の手順着手を発電課長（当直）が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼する。（例：比較表 p 1.12-15） <ul style="list-style-type: none"> 発電課長（当直）からの依頼を受けた発電所対策本部長は、災害対策要員及び放管班員に大気への拡散抑制及び海洋への拡散抑制の作業開始を指示する。（例：比較表 p 1.12-13） 海洋への拡散抑制の手順着手の判断基準は「大気への拡散抑制を行う判断をした場合」としていることから、大気への拡散抑制の依頼を受けた発電所対策本部長が海洋への拡散抑制の手順着手を判断する。（例：比較表 p 1.12-20） 大気への拡散抑制の手順着手は、中央制御室の監視パラメータにて判断できるため、発電課長（当直）にて判断可能である。（例：比較表 p 1.12-14） 泊3号炉は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の消火対応の手順着手を発電所対策本部長が判断し、消火要員及び災害対策要員へ作業開始を指示するため、大飯3/4号炉と相違なし。（例：比較表 p 1.12-37, 1.12-42） 泊3号炉は、可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順着手を発電課長（当直）が判断し、発電所対策本部長へ作業開始を依頼する。（例：比較表 p 1.12-47）ただし、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げる手順については、可搬型タンクローリーによる燃料の汲み上げができない場合に発電所対策本部長が手順着手を判断する。（例：比較表 p 1.12-50） <ul style="list-style-type: none"> 発電課長（当直）からの依頼を受けた発電所対策本部長は、事務局員に燃料補給の作業開始を指示する。（例：比較表 p 1.12-47） 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順着手は、「可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転が必要と判断した場合」であり、大気への拡散抑制を行う判断と同時に手順に着手するため、発電課長（当直）にて判断可能である。（例：比較表 p 1.12-47） なお、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げる手順については、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの運転等の対応を運転員が実施することから、運転員は発電課長（当直）の指示により作業を開始する。発電課長（当直）と発電所対策本部及び事務局員と運転員との連絡は通信連絡設備により連携して作業できる。（例：比較表 p 1.12-50） 大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。 大飯3/4号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電所対策本部長が手順着手を判断し、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。（例：比較表 p 1.12-13） 操作手順の比較において、これら要員の名称差異、作業開始指示及び完了報告に関する事項の差異識別は省略する。 	
<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の現場対応は緊急安全対策要員○名にて実施し、所要時間については約○時間と想定している。」</p>	<p>【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】</p> <p>「上記の対応は、現場にて災害対策要員○名により作業を実施し、所要時間は約○時間と想定する。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の差異識別は省略する。（例：比較表 p 1.12-16） 	
<p>※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>c. 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p>	<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の対応手段及び設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 対応手段</p> <p style="padding-left: 20px;">(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 対応手段</p> <p style="padding-left: 20px;">(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>c. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 対応手段</p> <p style="padding-left: 20px;">(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p style="padding-left: 20px;">(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>c. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p style="padding-left: 20px;">(b) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>c. 重大事故等時の対応手段の選択</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・目次構成の相違であり、本文の構成は相違なし。</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>・泊3号炉は、可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給手順を本審査項目にて整備する方針のため項目なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 送水車及びスプレィヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(4) 優先順位</p>	<p>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレィノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレィノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレィノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(4) 優先順位</p>		<p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>
<p>1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火</p> <p>b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(4) 優先順位</p>	<p>1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</p> <p>b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</p> <p>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(3) 優先順位</p>	<p>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</p> <p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>b. 重大事故等時の対応手段の選択</p> <p>1.12.2.3 その他の手順項目について考慮する手順</p>	<p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>・泊3号炉は、可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給手順を本審査項目にて整備する方針のため項目なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>【比較のため技術的能力1.6より転記】</p> <p>1.6.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>(1) 電源車（可搬型代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給</p> <p>添付資料 1.12.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表</p> <p>添付資料 1.12.2 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料 1.12.3 大気への放射性物質拡散抑制（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水）</p> <p>添付資料 1.12.4 放水砲配置図（原子炉格納容器最上部への放水時）</p> <p>添付資料 1.12.5 放水砲の放射方法について</p> <p>添付資料 1.12.6 シルトフェンスの設置</p> <p>添付資料 1.12.7 スプレィヘッドの性能について</p> <p>添付資料 1.12.8 化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車又は送水車（消火用）による泡消火</p> <p>添付資料 1.12.9 放水砲による泡消火（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による泡消火）</p> <p>添付資料 1.12.10 発電所構内の雨水排水経路図</p> <p>添付資料 1.12.11 放水設備における泡消火剤の設定根拠について</p> <p>添付資料 1.12.12 シルトフェンス1重目での放射性物質の海洋への拡散抑制効果</p> <p>添付資料 1.12.13 シルトフェンス設置以降の放水に対する放射性物質吸着剤を用いた放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.14 放水砲による放射性物質の抑制効果について</p> <p>添付資料 1.12.15 大容量ポンプ（放水砲用）用の燃料について</p>	<p>1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等</p> <p>(1) 可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</p> <p>追而理由【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】以降の「追而」標記の追而理由は、上記と同様であることから省略する。</p> <p>(3) 優先順位</p> <p>添付資料 1.12.1 重大事故等対処設備の電源構成図</p> <p>添付資料 1.12.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.12.3 多様性拡張設備仕様</p> <p>添付資料 1.12.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.5 放水砲の設置位置（多方向）について</p> <p>添付資料 1.12.6 放水砲の放水方法について</p> <p>添付資料 1.12.7 放水砲による放射性物質の抑制効果について</p> <p>添付資料 1.12.8 放射性物質吸着剤による発電所外への放射性物質の拡散抑制について</p> <p>添付資料 1.12.9 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.10 荷揚場シルトフェンスの設置</p> <p>添付資料 1.12.11 間口部シルトフェンスの設置</p> <p>添付資料 1.12.12 可搬型スプレィノズルの性能について</p> <p>添付資料 1.12.13 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</p> <p>添付資料 1.12.14 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</p> <p>添付資料 1.12.15 大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>添付資料 1.12.16 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p>	<p>追而</p> <p>添付資料 1.12.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.12.2 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.3 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について</p> <p>添付資料 1.12.4 放水砲の設置場所及び使用方法等について</p> <p>添付資料 1.12.5 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>添付資料 1.12.6 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.7 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>添付資料 1.12.8 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</p> <p>添付資料 1.12.9 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>添付資料 1.12.10 消火設備の消火性能について</p> <p>添付資料 1.12.11 航空機燃料火災時における大容量送水ポンプ（タイプII）付属水中ポンプの設置方法について</p>	<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由⑤）</p> <p>設備の相違（差異理由⑤）</p> <p>・泊3号炉は、可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ手順をルート毎に整備しているため、2つの手順の優先順位を整理している。</p> <p>女川2号炉審査知見の反映</p> <p>・比較結果等をとりまとめた資料1-2)b.参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の損傷又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{*1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十五条及び技術基準規則第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.1、1.12.2)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順に関する関係を第 1.12.1 表に示す。</p>	<p>1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、工場等外（以下「発電所外」という。）への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{*1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十五条及び技術基準規則第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.1、1.12.2、1.12.3)</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順に関する関係を第 1.12.1 表に示す。</p>	<p>1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対処設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.12.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を実施するための対応手段と自主対策設備[*]を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十五条及び「技術基準規則」第七十条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>「審査基準」及び「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.12-1 表に整理する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は本審査項目の要求事項に合わせて「破損」と記載する。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本項目では、設備の選定について述べているため、泊3号炉は、「要求機能を満足する設備」と記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>a. 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大容量ポンプ（放水砲用） ・ 放水砲 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー <p>重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルトフェンス ・ 放射性物質吸着剤 	<p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の対応手段及び設備</p> <p>(a)対応手段 重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合は、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・ 放水砲 ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ 可搬型タンクローリー ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <p>重大事故等により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合に、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質吸着剤 ・ 荷揚場シルトフェンス ・ 間口部シルトフェンス ・ 小型船舶 	<p>a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。</p> <p>(a) 大気への放射性物質の拡散抑制 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大容量送水ポンプ（タイプ II） ・ ホース延長回収車 ・ ホース ・ 放水砲 ・ 貯留堰 ・ 取水口 ・ 取水路 ・ 海水ポンプ室 ・ 燃料補給設備 ・ ガンマカメラ ・ サーモカメラ <p>(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルトフェンス ・ 放射性物質吸着材 	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由⑤）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 審査基準及び基準規則に要求される、大気への拡散抑制に使用する設備のうち、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のシルトフェンスは、重大事故等対処設備と位置づける。選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質吸着剤 放射性物質吸着剤を設置するために、最短でも12時間程度要するが、放射性物質の吸着効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。 	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 審査基準及び基準規則に要求される大気への拡散抑制に使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のうち、放射性物質吸着剤は、重大事故等対処設備と位置づける。選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能である。また、以下の設備は、次に示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷揚場シルトフェンス 荷揚場シルトフェンスを設置するために、最短でも6時間程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。 ・間口部シルトフェンス、小型船舶 間口部シルトフェンスを設置するために、最短でも9時間程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。 	<p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 （添付資料 1.12.1）</p>	<p>設備の相違（差異理由③） 設備の相違（差異理由⑤）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送水車 ・ スプレイヘッダ ・ 軽油ドラム缶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大容量ポンプ（放水砲用） ・ 放水砲 ・ 燃料油貯蔵タンク ・ 重油タンク ・ タンクローリー <p>重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがあり、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルトフェンス ・ 放射性物質吸着剤 	<p>b. 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段 重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）へのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、大気への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>大気への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大型送水ポンプ車 ・ 可搬型スプレイノズル <ul style="list-style-type: none"> ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・ 可搬型タンクローリー ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替給水ピット ・ 原水槽 ・ 2次系純水タンク ・ ろ過水タンク <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・ 放水砲 <p>重大事故等により、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至るおそれがある場合に、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への拡散抑制を行う手段がある。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質吸着剤 ・ 荷揚場シルトフェンス ・ 間口部シルトフェンス ・ 小型船舶 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違 ・ 泊3号炉は放水箇所を明確にする。</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由④）</p> <p>設備の相違（差異理由⑤）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される、大気への拡散抑制に使用する設備のうち、送水車、スプレイヘッド、軽油ドラム缶、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のシルトフェンスは、重大事故等対処設備と位置づける。 選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・放射性物質吸着剤 放射性物質吸着剤を設置するために、最短でも12時間程度要するが、放射性物質の吸着効果が期待され、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>審査基準及び基準規則に要求される大気への拡散抑制に使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズル、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への拡散抑制に使用する設備のうち、放射性物質吸着剤は、重大事故等対処設備と位置づける。 選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。 以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能である。また、以下の設備は、それぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車、代替給水ピット、可搬型スプレイノズル 水源である代替給水ピットは耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル、原水槽、2次系純水タンク、ろ過水タンク 水源である原水槽は耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへのスプレイを行う代替手段として有効である。</p>	<p>【再掲（1.12.1.（2）c.より）】</p> <p>c. 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制 「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、シルトフェンスは重大事故等対処設備として位置づける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマカメラ ・サーモカメラ <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏れ出す放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質吸着材 放射性物質吸着材を設置するためには、最短でも作業開始を判断してから190分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。 	<p>設備の相違（差異理由②、③、④、⑤）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>記載表現の相違 記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>c. 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、航空機燃料火災への泡消火により、火災対応する手段がある。</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における泡消火及び延焼防止処置により火災対応する手段がある。</p> <p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・小型動力ポンプ付水槽車 ・泡原液搬送車 ・泡消火剤等搬送車 ・送水車（消火用） ・中型放水銃 	<p>・荷揚場シルトフェンス</p> <p>荷揚場シルトフェンスを設置するために、最短でも6時間程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>・間口部シルトフェンス、小型船舶</p> <p>間口部シルトフェンスを設置するために、最短でも9時間程度要するが、放射性物質の海洋への拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p> <p>c. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手段がある。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における泡消火及び延焼防止処置により火災に対応する手段がある。</p> <p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・水槽付消防ポンプ自動車 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・小型放水砲 ・大規模火災用消防自動車 	<p>b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応における延焼防止処置により、火災に対応する手段がある。</p> <p>初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・耐震性防火水槽 ・防火水槽 ・ろ過水タンク ・屋外消火栓 ・泡原液搬送車 ・大型化学高所放水車 ・泡原液備蓄車 <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災への泡消火により、火災に対応する手段がある。</p>	<p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用） ・放水砲 ・泡混合器 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー 	<p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲 ・泡混合設備 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 	<p>航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ II） ・ホース延長回収車 ・ホース ・放水砲 ・泡消火薬剤混合装置 ・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・燃料補給設備 <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 （添付資料 1.12.1）</p> <p>c. 重大事故等対処設備と自主対策設備 (a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制 「審査基準」及び「基準規則」に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプ II）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、シルトフェンスは重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマカメラ ・サーモカメラ <p>これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏れいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質吸着材 <p>放射性物質吸着材を設置するためには、最短でも作業開始を判断してから 190 分程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。</p>	<p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 基準規則に要求される、航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、泡混合器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。 選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。以上の重大事故等対処設備により、航空機燃料火災への対応及び発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・小型動力ポンプ付水槽車 ・泡消火剤等搬送車 ・送水車（消火用） ・中型放水銃 ・泡原液搬送車 <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないものの、航空機燃料の飛散によるアクセス道路及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止の手段として有効である。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 基準規則に要求される航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、泡混合設備、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。 選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能である。また、以下の設備は、それぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、可搬型大型送水ポンプ車、小型放水砲 <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないものの、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模火災用消防自動車 要員を確保してからの対応手段となるため、初期対応として使用できない場合があるものの、使用できれば航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への泡消火及び延焼拡大防止の手段として有効である。 	<p>(b) 航空機燃料火災への泡消火 「基準規則」に要求される、航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース延長回収車、ホース、放水砲、泡消火薬剤混合装置、貯留堰、取水口、取水路、海水ポンプ室及び燃料補給設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車 ・泡原液搬送車 ・大型化学高所放水車 ・泡原液備蓄車 <p>これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として、大容量送水ポンプ（タイプII）に比べ、放水量が少ないため、重大事故等対処設備と同等の放水効果は得られにくい、早期に消火活動が可能であり、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への延焼拡大防止の手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽 ・防火水槽 ・ろ過水タンク ・屋外消火栓 これらの設備については、耐震SクラスではなくSs機能維持を担保できないが、初期対応における延焼防止処置の水源として使用する手段としては有効である。 	<p>設備の相違（差異理由③、⑤）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑥） 記載表現の相違 ・泊3号炉は、多様性拡張設備の理由を述べる項目では設備名称を簡条書きとしない。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>d. 手順等 上記の a., b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時に監視が必要となる計器についても整備する（第 1.12.2 表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※2}、当直課長、運転員等^{※3}及び緊急安全対策要員^{※4}の対応として、放水砲・シルトフェンスによる放射性物質拡散抑制手順等に定める（第 1.12.1 表）。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p>	<p>d. 手順等 上記の a., b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備を整備する（第 1.12.2 表、第 1.12.3 表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長（当直）、運転員、災害対策要員、放管班員、消火要員及び事務局員の対応として、発電所外への放射性物質拡散を抑制する手順等に定める（第 1.12.1 表）。</p>	<p>d. 手順等 上記 a., b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p> <p>これらの手順は、保修班員、重大事故等対応要員及び初期消火要員の対応として、重大事故等対応要領書に定める（第 1.12-1 表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する（第 1.12-2 表）。</p>	<p>設備の相違（差異理由⑤） ・泊 3 号炉は燃料補給に用いるディーゼル発電機燃料油移送ポンプの受電元を第 1.12.3 表に整理している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損のおそれがある場合は、炉心注入及び格納容器スプレイを実施する。</p> <p>これらの機能が喪失した場合を想定し、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉格納容器及びアンニュラス部へ海水を放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）が$1 \times 10^5 \text{mSv/h}$以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.3図に、ホース敷設ルートを第1.12.4図に示す。</p>	<p>1.12.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等</p> <p>(1)大気への拡散抑制</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンニュラス部の破損のおそれがある場合は、炉心注水及び格納容器スプレイを実施する。</p> <p>これらの機能が喪失した場合を想定し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により原子炉格納容器及びアンニュラス部へ海水を放水する手順を整備する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）の指示値が$1 \times 10^5 \text{mSv/h}$以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.2図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12.3図に示す。</p>	<p>1.12.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 ・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 <p>※ 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。手順の概要図を第1.12-1図に、タイムチャートを第1.12-2図、第1.12-3図、第1.12-4図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-5図に示す。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉も図に放水砲の設置位置を示しており、泊3号炉と相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、大容量ポンプ（放水砲用）吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、大容量ポンプ（放水砲用）から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉格納容器頂部へ調整する。原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊箇所に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器圧力指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがあると判断した場合又はモニタリングポスト等の指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損があると判断した場合、緊急安全対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に大気への拡散抑制の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、災害対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>③ 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて放水砲の運搬及び設置、並びに可搬型大容量海水送水ポンプ車から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水取水箇所近傍に設置し、海水取水箇所へ水中ポンプを設置するとともに、可搬型大容量海水送水ポンプ車出入口に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉格納容器頂部へ調整する。原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器及びアニュラス部の破損箇所に調整する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがあると判断した場合又はモニタリングポスト等の指示値が上昇し、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損があると判断した場合、災害対策要員に放水開始を指示する。</p>	<p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を保修班員に指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>②^a 海水ポンプ室から海水を取水する場合保修班員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプ II）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプ II）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>②^b 取水口から海水を取水する場合保修班員は、取水口へ大容量送水ポンプ（タイプ II）を移動させる。</p> <p>③ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプ II）及び放水砲の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 保修班員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下の状況であると判断した場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制実施を保修班員に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合 原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋ベント設備を開放する場合 燃料プールのプレイ系（常設配管）又は燃料プールのプレイ系（可搬型）による燃料プールのプレイができない場合 プラントの異常により、モニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合 <p>⑥ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプ II）を起動し、放水砲により原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制開始について、発電課長へ連絡する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違 ・水中ポンプを取水箇所に設置、可搬型ホースをポンプ車及び放水砲に接続し、放水を行う手段に相違なし。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>⑦ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲により原子炉格納容器頂部又は原子炉格納容器及びアニュラス部の損壊部へ放水する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、大容量ポンプ（放水砲用）は約4.5時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。 可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>放水砲は、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水を実施する。</p>	<p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動し、放水砲により原子炉格納容器頂部又は原子炉格納容器及びアニュラス部の破損部へ放水する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車は約3.1時間の運転が可能。）</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、現場にて災害対策要員6名により作業を実施し、所要時間は約4時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。 可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>放水砲は、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水を実施する。</p>	<p>⑦ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプII）の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、大容量送水ポンプ（タイプII）は約9時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記(b)の現場の操作は、準備段階では保修班員6名にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる海水ポンプ室からの取水を選択した場合は、手順着手から280分以内、取水口からの取水時は325分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている（ホース敷設距離が長くなる取水口取水の山側ルートでホースを敷設した場合は、395分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている）。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。 ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。 発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。保修班員6名にて実施し、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p>	<p>設備の相違 ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行うことに相違なし。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放水する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5)</p>	<p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.12.4, 1.12.5, 1.12.6, 1.12.7)</p>	<p>なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプ II）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が原子炉建屋外観上で判断できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、手順の概要図を第 1.12-6 図に、タイムチャートを第 1.12-7 図に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断に基づき、保 修班員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物 質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。</p> <p>② 保 修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子 炉建屋が視認できる場所に運搬する。</p> <p>③ 保 修班員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより 放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。</p> <p>(c) 操作の成立性 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏え い箇所の特 定は、保 修班員2名の体制である。 作業は、発電所対策本部の指示に従い対応することと しており、ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射 性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から60分以内で絞 り込み作業を開始することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料1.12.5)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアンユラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通過して海へ流れるため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）で、シルトフェンスの設置については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。</p> <p>なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。</p>	<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>【再掲（1.12.2.1 (2) b. より）】</p> <p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアンユラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、荷揚場シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質吸着剤通過後の汚染水は、専用港護岸を流れ、専用港内に流出するため、専用港内にシルトフェンスを設置する。</p>	<p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットを通過して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>シルトフェンスは、南側排水路排水樹、タービン補機放水ビット、北側排水路排水樹及び取水口の合計4箇所に設置する。設置に当たっては、原子炉建屋に放水することで発生する汚染水が、放水範囲の周囲にある南側排水路、原子炉補機放水ビットを経由して直接流れ込む南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットの2箇所を優先する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 3/4号炉は、海洋に流出する箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）に設置。 ・泊 3号炉は放射性物質吸着剤通過後の汚染水が流出する専用港内の荷揚場及び放水口間口部に設置。汚染水の流出箇所にシルトフェンスを設置する手段に相違なし。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 3/4号炉は、2重のシルトフェンスにより海洋への拡散抑制を図るが、1重目のシルトフェンス設置により拡散抑制が期待できるため放水砲による放水開始は1重目のシルトフェンス設置後としている。 ・泊 3号炉は、放水開始前に放射性物質吸着剤の使用準備を行う手順としている。大気への拡散抑制（放水）前に海洋への拡散抑制を図る手順であることに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10⁵mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合。</p> <p>(b) 操作手順 シルトフェンスにより海洋への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置概略図を第1.12.2図に、タイムチャートを第1.12.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員へシルトフェンスの設置開始を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、シルトフェンスを現場に運搬する。 ③ 緊急安全対策要員は、1重目のシルトフェンスを設置する。取水路側は、シルトフェンスを海上に降ろし、海上の所定の位置まで引き出し、シルトフェンスの両端をアンカーに固定して、シルトフェンスを展張する。放水路側は、シルトフェンスを海上に降ろし、雨水排水場所を覆うようにシルトフェンスの両端をアンカーに固定して、シルトフェンスを展張する。 ④ 緊急安全対策要員は、1重目シルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、2重目シルトフェンスを1重目同様の方法で設置し、展張する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、2重目のシルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については合計約4時間と想定している。 設置においては、取水路側6名、放水路側6名で対応し、1重目シルトフェンス設置に約2時間、2重目シルトフェンス設置に約2時間と想定する。 1重目シルトフェンス設置完了後、放射性物質の海洋への拡散の抑制効果があることから、放水可能とする。</p>	<p>【再掲 (1.12.2.1 (2) b.より)】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b) 操作手順 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、荷揚場シルトフェンスの設置概略図を第1.12.4図に、タイムチャートを第1.12.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員へ荷揚場シルトフェンスの設置開始を指示する。 ② 放管班員は、荷揚場シルトフェンスを現場に運搬する。 ③ 放管班員は、現場で荷揚場シルトフェンスを海上に降ろすとともに、シルトフェンスを展張し、設置する。 ④ 放管班員は、荷揚場シルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、現場にて放管班員6名により作業を実施し、所要時間は約6時間と想定する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置位置図を第1.12-8図に、タイムチャートを第1.12-9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、保修班員へシルトフェンスの設置開始を指示する。 ② 保修班員は、シルトフェンス及び付属資機材を設置位置近傍に運搬する。 ③ 保修班員は、シルトフェンスの両端部に固定用ロープを取り付け、片方の固定用ロープを所定の位置まで引き出し、シルトフェンスを所定の位置に配置する。 ④ 保修班員は、シルトフェンス配置後、両端部の固定用ロープを所定の箇所へ固定して、シルトフェンスを展張する。 ⑤ 保修班員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により2重目のシルトフェンスを設置する。 ⑥ 保修班員は、シルトフェンス設置完了を発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 シルトフェンスの設置は、保修班員10名で実施する。シルトフェンスの設置作業は、優先的に設置する2箇所（南側排水路排水樹及びタービン補機放水ピット）への1重目の設置を75分以内、その後の優先的に設置する2箇所への2重目のシルトフェンス設置及び残る2箇所へのシルトフェンスの設置を190分以内に行うこととしている。</p>	<p>記載表現の相違 ・泊3号炉の放水砲による大気への拡散抑制を行う判断基準が「炉心出口温度が350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10⁵mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合」であることから、大気への拡散抑制の手順と同時に着手する方針は大阪3/4号炉と相違なし。</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>シルトフェンスは重量物であるため、人力では時間を要するが、ユニック等を用いることで効率的に車両から降ろすことができるとともに、固定金具への接続等を容易にし、設置時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.6)</p> <p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に放射性物質吸着剤を設置し、放射性物質の吸着に努める。</p> <p>放射性物質吸着剤は、汚染水が集水する排水路等やシルトフェンスの内側に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p>	<p>【再掲 (1.12.2.1 (2) b.より)】</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>荷揚場シルトフェンスは重量物であるため、人力では時間を要するが、クレーン車等を用いることで効率的に車両から降ろすことができるとともに、固定金具への接続等を容易にし、設置時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.10)</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質吸着剤により放射性物質を吸着し、海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は構内に構築する排水経路の集水樹（3箇所）にのみ導かれ、専用港に流出するため、排水経路の集水樹内に放射性物質吸着剤を保管及び設置する。放射性物質吸着剤への通水は、排水経路の集水樹内のゲート閉鎖により行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、複数のシルトフェンスを効率的に運搬できるような車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.6)</p> <p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合は想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプ II）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>防潮堤内側の南側排水路集水樹及び北側排水路集水樹の合計2箇所放射性物質吸着材を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 3/4号炉は、汚染水が集水する排水路等やシルトフェンスの内側に吸着剤を設置する手順。 ・泊3号炉は、放射性物質吸着剤を排水経路の集水樹に保管しておき、必要時にのみ集水樹内のゲートを閉鎖することで吸着剤を使用する手順。 <p>手順が異なるが、放射性物質吸着剤を用いて海洋への拡散抑制を行うことに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順 放射性物質吸着剤を設置する手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着剤の設置概略図を第1.12.2図に、タイムチャートを第1.12.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員へ放射性物質吸着剤の設置開始を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤を現場に運搬する。 ③ 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤を設置する。 ④ 緊急安全対策要員は、放射性物質吸着剤の設置が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急安全対策要員22名にて実施し、所要時間については約12時間と想定する。</p> <p>放射性物質吸着剤の優先設置位置については、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器及びアニュラス部が損傷あるいは損傷すると判断すれば放水路側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水路ピット付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。放射性物質吸着剤は、人力による運搬では時間を要するが、ユニック等を用いることで効率的に運搬し、設置時間の短縮を図る。</p>	<p>(b) 操作手順 放射性物質吸着剤により海洋への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着剤の設置概略図を第1.12.4図に、タイムチャートを第1.12.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に放射性物質吸着剤の使用準備開始を指示する。 ② 災害対策要員は、現場で排水経路の集水柵の流路切替え用ゲートを閉鎖し、通常の放射性物質吸着剤を通過しない排水経路から、放射性物質吸着剤を通過する排水経路へ切替える。 ③ 災害対策要員は、放射性物質吸着剤の使用準備が完了したことを発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、現場にて災害対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>排水経路の集水柵内のゲート閉鎖により、汚染水の海洋への流出は放射性物質吸着剤を通過する経路のみとなるため、放射性物質の海洋への拡散の抑制が区別されることから放水可能とする。 (添付資料 1.12.8、1.12.9)</p>	<p>(b) 操作手順 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第1.12-10図に、タイムチャートを第1.12-11図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、保修班員へ放射性物質吸着材の設置開始を指示する。 ② 保修班員は、放射性物質吸着材を、設置場所近傍まで運搬する。 ③ 保修班員は、放射性物質吸着材を設置する。設置完了後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 放射性物質吸着材の設置は、保修班員4名の体制である。設置作業は、発電所対策本部の指示に従い対応することとしており、放射性物質吸着材を放射性物質拡散抑制の手順着手から190分以内に設置することとしている。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 (添付資料 1.12.7)</p>	<p>設備の相違 ・大阪 3/4 号炉は汚染水が集水する排水路等やシルトフェンス内側に吸着材を設置する手順。 ・泊 3 号炉は、放射性物質吸着剤を排水経路の集水柵に保管しておき、必要時にのみ集水柵のゲートの閉鎖により放射性物質吸着剤を通過する排水経路に切替える手順。 手順が異なるが、放射性物質吸着剤を用いて海洋への拡散抑制を行うことに相違なし。</p> <p>記載方針の相違 ・泊 3 号炉は、作業性、作業環境について記載している。</p> <p>設備の相違(差異理由①)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、荷揚場シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質吸着剤通過後の汚染水は、専用港護岸を流れ、専用港内に流出するため、専用港内にシルトフェンスを設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、荷揚場シルトフェンスの設置概略図を第1.12.4図に、タイムチャートを第1.12.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員へ荷揚場シルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、荷揚場シルトフェンスを現場に運搬する。</p> <p>③ 放管班員は、現場で荷揚場シルトフェンスを海上に降ろすとともに、シルトフェンスを展開し、設置する。</p> <p>④ 放管班員は、荷揚場シルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、現場にて放管班員6名により作業を実施し、所要時間は約6時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>荷揚場シルトフェンスは重量物であるため、人力では時間を要するが、クレーン車等を用いることで効率的に車両から降ろすことができるとともに、固定金具への接続等を容易にし、設置時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.10)</p>		<p>記載箇所の相違</p> <p>・大飯3/4号炉の1.12.2.1(2)a.と比較実施済。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、更なる拡散抑制のため、専用港内から海洋への流出箇所となる防波堤間口部にシルトフェンスを設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 荷揚場シルトフェンスの設置が完了した場合。</p> <p>(b) 操作手順 間口部シルトフェンスを設置する手順の概要は以下のとおり。また、間口部シルトフェンスの設置概略図を第1.12.4図に、タイムチャートを第1.12.7図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員へ間口部シルトフェンスの設置開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、間口部シルトフェンスと海上作業に必要な小型船舶を現場に運搬する。</p> <p>③ 放管班員は、現場で間口部シルトフェンスと小型船舶を海上に降ろし、小型船舶を使ってシルトフェンスを設置箇所へ海上牽引し、シルトフェンスの両端をアンカーに固定し、シルトフェンスを展開する。</p> <p>④ 放管班員は、間口部シルトフェンスの設置が完了したことを発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、現場にて放管班員6名により作業を実施し、所要時間は約9時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>間口部シルトフェンスは重量物であるため、人力では時間を要するが、クレーン車等を用いることで効率的に車両から降ろすことができるとともに、小型船舶を用いることで固定金具への接続等を容易にし、設置時間の短縮を図る。</p> <p>(添付資料 1.12.11)</p>		<p>設備の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順 大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち 1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p>		<p>c. 重大事故等時の対応手段の選択 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、放水設備（大気への拡散抑制設備）により原子炉建屋に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、シルトフェンスの設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。 海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12-12 図に示す。シルトフェンスは、原子炉建屋に放水した汚染水が流れ込む南側排水路排水樹及びタービン補機放水ピットの2箇所を優先的に設置し、最終的に合計4箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。 その後、放射性物質吸着材を設置することで、更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。また、シルトフェンスの設置作業と放射性物質吸着材の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。</p>	<p>差異理由 記載方針の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1) 大気への拡散抑制</p> <p>a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッドにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L. + 31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、建屋内部の損壊等により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に立ち入ることができない場合において、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値の著しい上昇及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊がなく、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づける場合。</p> <p>(添付資料 1.12.7)</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.3図に、ホース敷設ルート図を第1.12.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、送水車を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、送水車吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、スプレイヘッドを設置し、可搬型ホースの運搬、送水車からスプレイヘッドまでの可搬型ホース敷設を行い、スプレイヘッドに可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、スプレイ位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ調整する。原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、スプレイ位置を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、緊急安全対策要員へ放水開始を指示する。</p>	<p>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等</p> <p>(1)大気への拡散抑制</p> <p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.12)</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p>		<p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は1.12.1(2)b.にて略称を記載している。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット出口配管下端レベルの相違。 <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、建屋へ放水する手順のため、操作手順を記載している。 ・泊3号炉は、技術的能力1.11と同様に使用済燃料ピットへのスプレイにより大気への拡散抑制を行う手順であることから、操作手順を技術的能力1.11へリンクさせる記載としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>⑦ 緊急安全対策要員は、送水車を起動し、スプレイヘッドにより原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へスプレイする。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員7名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 スプレイヘッドは、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方角から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けてスプレイを実施する。なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて送水車及びスプレイヘッドの準備を実施する。</p>	<p>b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる大気への拡散抑制 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより淡水を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備する。 (添付資料 1.12.12)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合に、海水取水箇所へのアクセスに時間を要すると判断した場合又は原水槽が使用できない場合に、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順 操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(2)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p>		<p>設備の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルにより淡水を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.12)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟 (貯蔵槽内燃料体等) に近づける場合に、海水が取水できない場合、及び原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>操作手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(3)「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</p>		<p>設備の相違 (差異理由②)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E.L. +31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続し、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値上昇、又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。なお、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の設置、可搬型ホースの敷設、接続については1.12.2.1(1)a.(b)の操作手順①から④と同様に実施する。</p>	<p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等が著しい損傷に至るおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（T.P.31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により大気への拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.1図に、タイムチャートを第1.12.2図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置図を第1.12.3図に示す。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(1)a.より）】</p> <p>a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や原子炉格納容器フィルタベント系及び代替循環冷却による原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールのスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかが該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷を判断した場合※において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合 ・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下が継続する場合 ・大型航空機の衝突等、原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合 <p>※ 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制する手順の概要は以下のとおりである。手順の概要図を第1.12-1図に、タイムチャートを第1.12-2図、第1.12-3図、第1.12-4図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-5図に示す。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット出口配管下端レベルの相違。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋の損壊又はエリアモニタの指示値上昇により、建屋に近づけない場合に手順着手することに相違なし <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉も可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲設置、可搬型ホースの敷設、接続の手順は1.12.2.1(1)a.(b)と同様であり、手順内容に相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ調整する。原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所が確認できる場合は、噴射位置（噴射角度、旋回角度）を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊箇所に調整する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、緊急安全対策要員に放水開始を指示する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に大気への拡散抑制の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、災害対策要員に大気への拡散抑制の準備開始を指示する。</p> <p>③ 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて放水砲の運搬及び設置、並びに可搬型大容量海水送水ポンプ車から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水取水箇所近傍に設置し、海水取水箇所へ水中ポンプを設置するとともに、可搬型大容量海水送水ポンプ車出入口に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）へ調整する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、大気への拡散抑制の準備が完了次第、災害対策要員に放水開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動し、放水砲により燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）の損壊部へ放水する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(1) a.より）】</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を保修班員に指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>②^a 海水ポンプ室から海水を取水する場合保修班員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプII）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプII）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>②^b 取水口から海水を取水する場合保修班員は、取水口へ大容量送水ポンプ（タイプII）を移動させる。</p> <p>③ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 保修班員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下の状況であると判断した場合は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制実施を保修班員に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合 原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、原子炉格納容器フィルタベント系で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋ベント設備を開放する場合 燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）による燃料プールスプレイができない場合 プラントの異常により、モニタリング設備の指示がオーダーレベルで上昇した場合 <p>⑥ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプII）を起動し、放水砲により原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所へ海水の放水を開始し、発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制開始について、発電課長へ連絡する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉も可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲設置、可搬型ホースの敷設、接続の手順は1.12.2.1(1)a.(b)と同様であり、手順内容に相違なし。 <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪3/4号炉は、破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できる場合の対応について記載している。 泊3号炉も順序⑧に記載のとおり、損壊部へ向けて放水するため、対応手段に相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>⑧ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、大容量ポンプ（放水砲用）は約4.5時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>可搬型ホース取付け等については、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>放水砲は、可搬型設備のため、任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水を実施する。</p>	<p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車は約3.1時間の運転が可能。）</p> <p>(c)操作の成立性 上記の対応は、現場にて災害対策要員6名により作業を実施し、所要時間は約4時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため任意に設置場所を設定するので、風向き等天候状況及びアクセス状況に応じて最も効果的な方向から燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水を実施する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1（1）a.より）】</p> <p>⑦ 保修班員は、大容量送水ポンプ（タイプII）の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、大容量送水ポンプ（タイプII）は約9時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記(b)の現場の操作は、準備段階では保修班員6名にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる海水ポンプ室からの取水を選択した場合は、手順着手から280分以内、取水口からの取水時は325分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている（ホース敷設距離が長くなる取水口取水の山側ルートでホースを敷設した場合は、395分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている）。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。</p> <p>ホース等の取り付けについては速やかに作業ができるように大容量送水ポンプ（タイプII）の保管場所に使用工具及びホースを配備する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）からのホースの接続は、汎用の結合金具を使用しており、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間の作業性を確保している。</p> <p>発電所対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。保修班員6名にて実施し、放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。</p> <p>放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方向から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所等に向けて放水する。</p>	<p>差異理由</p> <p>設備の相違 ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行う手順に相違なし。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放水する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲の準備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.12.3, 1.12.4, 1.12.5)</p>	<p>放水砲による放水については噴射ノズルを調整することで、放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると、直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果があることからなるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、複数のホース敷設ルートにより、プラント状況に応じて、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲の準備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.12.4, 1.12.5, 1.12.6, 1.12.7)</p>	<p>【再掲 (1.12.2.1 (1) a.より)】</p> <p>なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。</p> <p>放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑制効果がある。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ（タイプ II）及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.12.2, 1.12.3, 1.12.4)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>a. シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通じて海へ流れるため、排水路にシルトフェンスを設置し、海洋への放射性物質の拡散を抑制する。</p> <p>汚染水が発電所から海洋に流出する箇所は4箇所（取水路側2箇所、放水路側2箇所）で、シルトフェンスの設置については、損傷箇所、放水砲の設置箇所等から汚染水の流出予測、状況を勘案して実施する。</p> <p>なお、1重目シルトフェンス設置により、放射性物質の海洋への拡散抑制が期待できることから送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による放水を実施する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制の手順着手の判断基準に同じ。</p>	<p>(2) 海洋への拡散抑制</p> <p>【再掲 (1.12.2.1 (2) b. より)】</p> <p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、荷揚場シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質吸着剤通過後の汚染水は、専用港護岸を流れ、専用港内に流出するため、専用港内にシルトフェンスを設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p>	<p>【再掲 (1.12.2.1 (2) a. より)】</p> <p>(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットを通して南側排水路又は放水口から海へ流れ込むため、シルトフェンスを設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>シルトフェンスは、南側排水路排水樹、タービン補機放水ビット、北側排水路排水樹及び取水口の合計4箇所に設置する。設置に当たっては、原子炉建屋に放水することで発生する汚染水が、放水範囲の周囲にある南側排水路、原子炉補機放水ビットを経由して直接流れ込む南側排水路排水樹及びタービン補機放水ビットの2箇所を優先する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。</p>	<p>差異理由</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉と大阪3/4号炉では、放射性物質吸着剤とシルトフェンスの優先順位が異なること及び泊3号炉は放射性物質吸着剤通過後の汚染水は専用港荷揚場へ導かれるため、荷揚場シルトフェンス設置箇所は1箇所である。設備は異なるが、汚染水の流出経路へシルトフェンスを設置する手段に相違なし。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉は、2重のシルトフェンスにより海洋への拡散抑制を図るが、1重目のシルトフェンス設置により拡散抑制が期待できるため放水砲による放水開始は1重目のシルトフェンス設置後としている。 ・泊3号炉は、放水開始前に放射性物質吸着剤の使用準備を行う手順としている。大気への拡散抑制（放水）前に海洋への拡散抑制を図る手順であることに相違なし。 <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の相違であり、手順着手タイミングに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順 1.12.2.1(2)a.(b)と同様。</p> <p>(c) 操作の成立性 1.12.2.1(2)a.(c)と同様。</p> <p>b. 放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水等により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水等の排水流路を通して海へ流れるため、排水路に放射性物質吸着剤を設置し、放射性物質の吸着に努める。</p> <p>放射性物質吸着剤は、汚染水が集水する排水路等やシルトフェンスの内側に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、送水車及びスプレイヘッド又は大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b) 操作手順 1.12.2.1(2)b.(b)と同様。</p> <p>(c) 操作の成立性 1.12.2.1(2)b.(c)と同様。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(2)b.より）】</p> <p>(b)操作手順 1.12.2.1(2)b.(b)と同様。</p> <p>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質吸着剤により放射性物質を吸着し、放射性物質の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。</p> <p>放射性物質を含む汚染水は構内に構築する排水経路の集水樹（3箇所）にのみ導かれ、専用港に流出するため、排水経路の集水樹内に放射性物質吸着剤を保管及び設置する。放射性物質吸着剤への通水は、排水経路の集水樹内のゲート閉鎖により行う。</p> <p>(a)手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。</p> <p>(b)操作手順 1.12.2.1(2)a.(b)と同様。</p>	<p>【再掲（1.12.2.1(2)a.より）】</p> <p>(b) 操作手順 シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、シルトフェンスの設置位置図を第1.12-8図に、タイムチャートを第1.12-9図に示す。</p> <p>【再掲（1.12.2.1(2)b.より）】</p> <p>b. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、放水設備（大気への拡散抑制設備）すなわち大容量送水ポンプ（タイプII）及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。</p> <p>防潮堤内側の南側排水路集水樹及び北側排水路集水樹の合計2箇所に放射性物質吸着材を設置することにより、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制の手順着手を判断した場合（シルトフェンスによる海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する）。</p> <p>(b) 操作手順 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第1.12-10図に、タイムチャートを第1.12-11図に示す。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号炉は、操作手順を他項目または他の審査項目へリンクさせている場合は、操作の成立性も同じリンク先を参照するため、操作の成立性のリンク先まで記載していない。</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違 ・大阪3/4号炉は、汚染水が流れる排水路に吸着剤を設置する手順。 ・泊3号炉は、放射性物質吸着剤を排水経路の集水樹に保管しておき、集水樹内のゲートを閉鎖することで吸着剤を使用する手順。 手順が異なるが、放射性物質吸着剤を用いて海洋への拡散抑制を行うことに相違なし。</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違 ・泊3号炉は、操作手順を他項目または他の審査項目へリンクさせている場合は、操作の成立性も同じリンク先を参照するため、操作の成立性のリンク先まで記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順 大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。 送水車への燃料供給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p>	<p>b. 荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、荷揚場シルトフェンスにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う手順を整備する。 放射性物質吸着剤通過後の汚染水は、専用港護岸を流れ、専用港内に流出するため、専用港内にシルトフェンスを設置する。 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合。 (b) 操作手順 1.12.2.1(2) b. (b)と同様。</p> <p>c. 間口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、更なる拡散抑制のため、専用港内から海洋への流出箇所となる防波堤間口部にシルトフェンスを設置する。 (a) 手順着手の判断基準 荷揚場シルトフェンスの設置が完了した場合。 (b) 操作手順 1.12.2.1(2) c. (b)と同様。</p> <p>(3)その他の手順項目にて考慮する手順 可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に関する手順は、「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」のうち、1.13.2.8「可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順等」にて整備する。</p>		<p>記載箇所の相違 ・大阪3/4号炉の1.12.2.2(2)a.と比較実施済。</p> <p>設備の相違（差異理由①）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(4) 優先順位</p> <p>使用済燃料ピット区域エリアモニタ等の指示値上昇又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の著しい損壊により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）近傍に近づけないおそれがある場合は、送水車及びスプレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。</p>	<p>(4) 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットエリアモニタ等の指示値上昇や、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）の損壊がある場合又は燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、可搬型スプレイノズルよりも射程距離が長い可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための水源は、水源の切替による使用済燃料ピットへのスプレイの中断が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間が最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。ただし、ろ過水タンクは、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がない場合に使用する。</p>		<p>設備の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由②）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は、複数の水源の選択が可能のため、水源の優先順位を整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。使用可能な淡水源がある場合は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽を使用する。</p> <p>なお、使用可能な淡水がなければ小型動力ポンプ付水槽車の他に、送水車（消火用）により海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合（消火の水源に、消火栓（No.2 淡水タンク）を使用する場合は、水量が確保され使用できることをあわせて確認する。）。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に、ホース敷設ルートを第1.12.8図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、消火栓（No.2 淡水タンク）を水源として記載する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、消火栓（No.2淡水タンク）を水源とした化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火の開始を指示する。</p>	<p>1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</p> <p>(1)初期対応における泡消火及び延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。水源は、消火栓（ろ過水タンク）、防火水槽又は原水槽を使用する。</p> <p>(a)手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合（消火の水源に、消火栓（ろ過水タンク）を使用する場合は、水量が確保され使用できることをあわせて確認する。）。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.8図に、タイムチャートを第1.12.9図に、ホース敷設ルートを第1.12.10図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、原水槽を水源として記載する。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、消火要員に、原水槽を水源とした化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火の開始を指示する。</p>	<p>1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</p> <p>(1) 初期対応における延焼防止処置</p> <p>a. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、化学消防自動車及び大型化学高所放水車により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を第1.12-13図に、タイムチャートを第1.12-15図に示す。</p> <p>① 現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリングの状況） ・消火の水源に、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓を使用する場合は、水量が確保され使用できることを確認 <p>② 現場指揮者は、現場火災状況を発電所対策本部へ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の状況（けが人の有無、モニタリング実施結果） ・消火の水源 	<p>差異理由</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 3/4 号炉は消火栓を水源とした場合を例として手順を記載しており、泊3号炉は原水槽を水源とした場合を例として手順を記載している。設備と水源の相違により操作手順も相違するが、淡水源を用いて泡消火を行う手段に相違なし。 <p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>② 緊急安全対策要員は、水源近傍に小型動力ポンプ付水槽車を設置し、可搬型ホースにより水源と小型動力ポンプ付水槽車を接続する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、消火活動場所へ化学消防自動車、泡原液搬送車及び中型放水銃を配置するとともに、可搬型ホースの敷設並びに泡原液搬送車、中型放水銃と化学消防自動車、化学消防自動車と小型動力ポンプ付水槽車を接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、小型動力ポンプ付水槽車より取水するとともに、中型放水銃による泡消火を開始する。なお、中型放水銃が使用できない場合、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車による泡消火を実施する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火は現場にて7名で実施し、開始までの所要時間は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽を使用し、約20分と想定する。なお、送水車（消火用）により海水を使用する場合は、約2時間と想定する。</p> <p>3%濃縮用泡消火剤 1,500ℓ、1%濃縮用泡消火剤9,000ℓを配備し、放水開始から約7時間の泡消火ができる。 泡消火剤は、放水流量の3%濃度又は1%濃度で自動注入となる。</p>	<p>② 消火要員は、現場で原水槽マンホール近傍に水槽付消防ポンプ自動車を設置し、水槽付消防ポンプ自動車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>③ 消火要員は、現場で消火活動場所へ化学消防自動車を配置するとともに、可搬型ホースの敷設並びに化学消防自動車と接続する。</p> <p>④ 消火要員は、現場で水槽付消防ポンプ自動車より取水するとともに、化学消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑤ 消火要員は、現場で適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>(c)操作の成立性 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火は、現場にて消火要員8名により作業を実施し、所要時間はいずれの水源を利用しても約20分と想定する。</p> <p>3%濃縮用泡消火剤を7,200ℓ 配備し、放水開始から約5時間の泡消火が可能である。 泡消火剤は、放水流量の3%濃度で自動注入となる。</p>	<p>③ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、水源近傍に化学消防自動車を設置し、水利を確保する。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍にもう1台の化学消防自動車を設置し、水利を確保するとともに、初期消火活動場所へ大型化学高所放水車及び泡原液備蓄車を設置する。</p> <p>④ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、初期消火活動場所へホースを敷設、接続及び準備作業を行う。また、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、水源近傍の化学消防自動車から初期消火活動場所へホースを敷設するとともに大型化学高所放水車の中継口へホースを接続し、さらに泡原液備蓄車を大型化学高所放水車の泡消火薬液槽と接続する。</p> <p>⑤ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車による泡消火を実施するため、消火用水と泡消火薬剤を混合させて、化学消防自動車による泡消火を開始する。</p> <p>⑥ 初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車へ適宜、泡原液搬送車から泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>⑦ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を実施するため、化学消防自動車から取水し、大型化学高所放水車へ送水を開始する。</p> <p>⑧ 初期消火要員（消防車隊）は、大型化学高所放水車による泡消火を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の現場対応は、初期消火要員（消防車隊）6名で対応する。化学消防自動車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から40分以内、大型化学高所放水車による泡消火は、初期消火開始まで手順着手から120分以内で対応することとしている。</p>	<p>記載表現の相違 ・水源付近に水槽車（ポンプ車）を設置することに相違なし。 設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違 ・泡消火薬剤の種類及び保有量は異なるが、初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、放水砲による泡消火開始までの間、中断することなく消火活動を継続できることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.8)</p>	<p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>(添付資料 1.12.13)</p>	<p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、通信連絡設備を整備する。</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は、汎用の結合 金具であり、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.12.8, 1.12.10)</p>	
<p>b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、送水車（消火用）及び中型放水銃により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。使用可能な淡水源がある場合は、消火栓（No.2淡水タンク）又は防火水槽を使用する。</p> <p>なお、使用可能な淡水がなければ海水を使用する手段もある。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合（消火の水源に、消火栓（No.2淡水タンク）を使用する場合は、水量が確保され使用できることをあわせて確認する。）。</p> <p>(b) 操作手順 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に、ホース敷設ルートを第1.12.8図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、消火栓（No.2淡水タンク）を水源として記載する。</p>	<p>b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。水源は、代替給水ビット、原水槽又は海水を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.8図に、タイムチャートを第1.12.11図に、ホース敷設ルートを第1.12.12図に示す。</p> <p>なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では、代替給水ビットを水源として記載する。</p>		<p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違 ・大飯 3/4 号炉は消火栓を水源とした場合を例として手順を記載しており、泊3号炉は代替給水ビットを水源とした場合を例として手順を記載している。設備と水源の相違により操作手順も相違するが、淡水源を用いて泡消火を行う手段に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、消火栓（No.2淡水タンク）を水源とした送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、水源近傍に送水車（消火用）を設置し、可搬型ホースを中型放水銃と接続する。送水車（消火用）より取水するとともに、中型放水銃による泡消火を開始する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場にて送水車（消火用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車（消火用）は約5.4時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火は現場にて7名で実施し、開始までの所要時間は、消火栓（No.2淡水タンク）又は防火水槽を使用し、約30分と想定する。なお、海水を使用する場合は、約2時間と想定する。</p> <p>3%濃縮用泡消火剤1,500ℓ、1%濃縮用泡消火剤9,000ℓを配備し、放水開始から約7時間の泡消火ができる。 泡消火剤は、放水流量の3%濃度又は1%濃度で自動注入となる。 円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による泡消火の開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場で代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車周辺のホース運搬、敷設及び接続、並びに小型放水砲の設置を行う。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車より取水するとともに、小型放水砲による泡消火を開始する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で適宜、泡消火薬剤の補給を実施する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p> <p>(c) 操作の成立性 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火は、現場にて災害対策要員3名により作業を実施し、代替給水ピットを水源とした場合の所要時間は約2時間30分、原水槽を水源とした場合の所要時間は約4時間5分、海水を用いた場合の所要時間は約4時間30分と想定する。</p> <p>1%濃縮用泡消火薬剤を6,000ℓ配備し、放水開始から約5時間の泡消火が可能である。 泡消火薬剤は、放水流量の1%濃度で自動注入となる。 円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>(添付資料1.12.14)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違 ・水源付近に送水車（ポンプ車）を設置することに相違なし。 設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違 ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行うことに相違なし。</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違 ・泡消火薬剤の種類及び保有量は異なるが、初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、放水砲による泡消火開始までの間、中断することなく消火活動を継続できることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、大規模火災用消防自動車により初期対応における泡消火及び延焼防止処置を行う手順を整備する。水源は淡水である原水槽、防火水槽又は海水を使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生し、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火を開始後、又は化学消防自動車若しくは水槽付消防ポンプ自動車の機能喪失等により使用できない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大規模火災用消防自動車による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.8図に、タイムチャートを第1.12.13図に、ホース敷設ルート図を第1.12.14図に示す。なお、本手順において消火水源は、現場の火災状況やアクセス性を考慮して選定する。以下に示す手順では原水槽を水源として記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、消火要員に原水槽を水源とした大規模火災用消防自動車による泡消火の開始を指示する。 ② 消火要員は、現場で原水槽マンホール近傍に大規模火災用消防自動車を設置し、大規模火災用消防自動車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。 ③ 消火要員は、現場で可搬型ホースを敷設する。 ④ 消火要員は、現場で大規模火災用消防自動車周辺のホース運搬、敷設及び接続を行う。 ⑤ 消火要員は、現場で大規模火災用消防自動車による泡消火を開始する。 ⑥ 消火要員は、現場で適宜、泡消火薬剤の補給を実施する。 <p>(c) 操作の成立性</p> <p>大規模火災用消防自動車による泡消火は、現場にて消火要員5名により作業を実施し、原水槽又は防火水槽を水源とした場合の所要時間は約30分、海水を用いた場合の所要時間は約1時間10分と想定する。</p> <p>3%濃縮用泡消火薬剤を7,200L配備し、放水開始から約5時間の泡消火が可能である。</p> <p>泡消火薬剤は、放水流量の3%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.12.15)</p>		<p>設備の相違（差異理由⑥）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、火災対応を行うために大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器により航空機燃料火災へ泡消火する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.6図に、タイムチャートを第1.12.7図に、ホース敷設ルートを第1.12.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を取水箇所周辺に設置する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬型ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、大容量ポンプ（放水砲用）の吸込口に、可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、放水砲を設置し、可搬型ホースの運搬、大容量ポンプ（放水砲用）、泡混合器から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い、放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、放水砲に可搬型ホース接続後、放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を調整する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、大容量ポンプ（放水砲用）を起動し、放水砲による消火を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、泡混合器を起動させ、泡消火を開始する。</p>	<p>(2)航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、火災対応を行うために可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備により航空機燃料火災へ泡消火する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b)操作手順</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.12.8図に、タイムチャートを第1.12.15図に、ホース敷設ルート図を第1.12.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火の開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、資機材の保管場所へ移動し、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて放水砲の運搬及び設置、並びに可搬型大容量海水送水ポンプ車から放水砲までの可搬型ホース敷設を行い放水砲に可搬型ホースを接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水取水箇所近傍に設置し、海水取水箇所へ水中ポンプを設置するとともに可搬型大容量海水送水ポンプ車出入口に可搬型ホースを接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車にて泡混合設備を運搬し、可搬型大容量海水送水ポンプ車近傍へ設置するとともに、可搬型大容量海水送水ポンプ車の下流ラインへ可搬型ホースで接続する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で放水砲噴射位置（噴射角度、旋回角度）を調整する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動し、放水砲による消火を開始する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で泡混合設備を起動し、泡消火を開始する。</p>	<p>(2) 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>a. 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、放水設備（泡消火設備）により、海水を水源とした航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>航空機燃料火災が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>放水設備（泡消火設備）による泡消火手順の概要は以下のとおり。また、航空機燃料火災への対応の概要図を第1.12-14図に、タイムチャートを第1.12-15図に、放水設備（泡消火設備）による泡消火に関するホース敷設ルートを第1.12-16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ放水設備（泡消火設備）による大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置開始を指示する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、海水ポンプ室へ大容量送水ポンプ（タイプII）を移動させ、防潮壁を開放し大容量送水ポンプ（タイプII）を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置、ホースの敷設、接続を実施する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、放水砲にホースを接続後、放水砲の噴射ノズルを火災発生箇所に向けて調整する。また、大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置の設置、ホースの敷設、接続の完了を発電所対策本部に報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部は、系統構成完了を確認後、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプII）による送水開始を指示する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプII）及び泡消火薬剤混合装置を起動し、放水砲による泡消火を開始する。また、発電所対策本部へ報告する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・水中ポンプを取水箇所へ設置、可搬型ホースをポンプ車、放水砲及び泡混合設備に接続し、海水を用いて泡消火を行う対応手段に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>⑧ 緊急安全対策要員は、適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場にて大容量ポンプ（放水砲用）の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、大容量ポンプ（放水砲用）は約4.5時間の運転ができる）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の現場対応は緊急安全対策要員12名にて実施し、所要時間については約3.5時間と想定している。</p> <p>放水開始から約20分（20,000ℓ/min）の泡消火を行うために、泡消火剤を4,000ℓ（1,000ℓ×4）配備している。</p> <p>泡消火剤は、1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業できるように移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては、速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.12.9）</p>	<p>⑨ 災害対策要員は、現場で適宜、泡消火剤の補給を実施する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における燃料補給間隔を目安に燃料補給を実施する。（燃料補給しない場合、可搬型大容量海水送水ポンプ車は約3.1時間の運転が可能。）</p> <p>(c)操作の成立性 上記の対応は、現場にて災害対策要員6名により作業を実施し、所要時間は約4時間50分と想定する。</p> <p>放水開始から約20分（20,000ℓ/min）の泡消火を行うために、泡消火剤を4,000ℓ（1,000ℓ×4）配備している。</p> <p>泡消火剤は、1%濃度で自動注入となる。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホースの接続については速やかに作業ができるように可搬型大容量海水送水ポンプ車の保管場所に使用工具及び可搬型ホースを配備する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.12.16, 1.12.17, 1.12.18）</p>	<p>⑦ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプII）の運転状態を継続監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、大容量送水ポンプ（タイプII）は約6時間の運転が可能）。</p> <p>(c) 操作の成立性 放水設備（泡消火設備）による泡消火は、準備段階では現場にて重大事故等対応要員6名で実施する。所要時間は、手順着手から205分以内で準備を完了することとしている。 放水段階では、重大事故等対応要員2名にて実施する。1%水成膜泡消火剤を1,000ℓ配備し、放水開始から約5分の泡消火が可能である。</p> <p>泡消火剤は、放水流量（約20,000ℓ/min）の1%濃度で自動注入となる。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 大容量送水ポンプ（タイプII）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.12.4, 1.12.9, 1.12.10, 1.12.11）</p>	<p>差異理由</p> <p>設備の相違 ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行う手順に相違なし。</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順 大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p> <p>(4) 優先順位 航空機燃料火災への消火対応は、各消火手段に対して異なる緊急安全対策要員で対応することから、準備完了したものから随時泡消火を開始する。 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃は、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火は、航空機燃料火災を約1,320m³/hの流量で消火する。</p>	<p>(3)優先順位 航空機燃料火災への消火対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備が完了したものから随時泡消火を開始する。 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火、可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火又は大規模火災用消防自動車による泡消火は、可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>大規模火災用消防自動車は、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火を開始後、又は化学消防自動車若しくは水槽付消防ポンプ自動車の機能喪失等により使用できない場合に使用する。</p>	<p>【再掲（1.12.2.3より）】</p> <p>1.12.2.3その他の手順項目について考慮する手順 原子炉建屋からの水素の排出に関する手順は、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。 大容量送水ポンプ（タイプII）による海水の供給に関する手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。 大容量送水ポンプ（タイプII）への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>b. 重大事故等時の対応手段の選択 航空機燃料火災への対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備完了したものから泡消火を開始する。 化学消防自動車による泡消火に用いる化学消防自動車及び泡原液搬送車並びに大型化学高所放水車による泡消火に用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び泡原液備蓄車は、大容量送水ポンプ（タイプII）、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、放水砲及び泡消火薬剤混合装置による泡消火は、航空機燃料火災を約1,200m³/hの流量で消火する。</p>	<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>記載方針の相違 ・本項は優先順位を整理する項目であり、可搬型大容量海水送水ポンプ車の設備仕様についてはSA基準適合性55条にて整理する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、消火開始までの準備時間が、送水車（消火用）及び中型放水銃より短い化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃を優先する。なお、中型放水銃が使用できない場合、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車による泡消火及び延焼防止処置を実施する。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃あるいは送水車（消火用）及び中型放水銃は、消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽のうち、準備時間が最も短く、大容量である消火栓（No.2 淡水タンク）を優先する。消火栓（No.2 淡水タンク）又は防火水槽が使用できなければ海水を使用する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p>	<p>初期対応における泡消火及び延焼防止処置として、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を優先して使用し、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による消火活動を開始又は使用できない場合に大規模火災用消防自動車を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による消火活動は、化学消防自動車等による消火活動を実施する要員とは別の要員で消火活動が可能なことから、並行して行う。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は、ろ過水タンク（消火栓）、原水槽及び防火水槽のうち消火対応を行う近傍の水源を使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火の水源は、代替給水ピット、原水槽又は海水のうち消火対応を行う近傍の水源を使用する。</p> <p>大規模火災用消防自動車による泡消火の水源は、原水槽、防火水槽又は海水のうち消火対応を行う近傍の水源を使用する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p>	<p>初期対応において、アクセスルートを確認するための泡消火、要員の安全確保のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための消火活動については、大型化学高所放水車より車両の移動が容易で、機動性が高い化学消防自動車を優先する。</p> <p>建屋等高所への消火活動を行える場合、大型化学高所放水車による泡消火を行う。</p> <p>使用する水源について、化学消防自動車及び大型化学高所放水車は、耐震性防火水槽、防火水槽、ろ過水タンク又は屋外消火栓のうち、準備時間が短い耐震性防火水槽を優先する。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。</p> <p>1.12.2.3 その他の手順項目について考慮する手順 原子炉建屋からの水素の排出に関する手順は、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。 大容量送水ポンプ（タイプII）による海水の供給に関する手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。 大容量送水ポンプ（タイプII）への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>設備の相違 ・泊3号炉は、消火対応を行う近傍の水源を使用する手順としており、準備時間が早い手段を優先する観点では大飯3/4号炉と相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>【比較のため技術的能力1.6より）転記】</p> <p>1.6.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプ、送水車を運転する場合には、燃料補給が必要となる。</p> <p>重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへ補給する手順を整備する。</p> <p>また、軽油ドラム缶から送水車に補給する手順を整備する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.6.8）</p> <p>(1) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給</p> <p>燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーにより、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプに補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプを運転した場合に、各設備の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※⁵に達した場合。</p> <p>※5：各設備の燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）：運転開始後約7.5時間後（その後約2.0時間ごとに補給。）。 ・大容量ポンプ：運転開始後に燃料補給準備を開始する（その後約2.0時間ごとに補給。）。 	<p>1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を運転する場合には、燃料補給が必要となる。（燃料は軽油）</p> <p>重大事故等対処設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ給油し、可搬型タンクローリーにより可搬型大容量海水送水ポンプ車へ燃料補給する手順を整備する。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.12.22）</p> <p>(1)可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーにより、可搬型大容量海水送水ポンプ車に燃料補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の運転が必要と判断した場合。</p> <p>【再掲（1.12.2.4（1）b.⑤より）】</p> <p>※2 定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：運転開始後速やかに（その後約2時間ごとに補給） 	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉は設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、「燃料（重油）」と記載している。 ・泊3号炉は使用する燃料が軽油のみのため識別不要であるが、手順の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。 <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給油対象設備は異なるがタンクローリーを使用した燃料補給手順であることに相違なし。 <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>手順着手の判断基準の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪3/4号炉は、燃料補給が必要となる設備の燃料枯渇時間及び燃料補給の準備に要する作業時間を考慮し、その設備の燃料が枯渇する前に燃料補給を開始できるよう、燃料補給作業着手時間を設定し、着手時間となれば準備を開始する手順としている。 ・泊3号炉では、燃料補給が必要となるすべての設備に係る燃料補給準備について、その設備の運転が必要と判断した場合に準備を開始する手順としている。 ・手順着手の判断基準は異なるが、燃料が枯渇する前に補給する手順であることに相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>【比較のため技術的能力1.6より転記】</p> <p>b. 操作手順 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給の手順の概要は以下のとおり。 また、概略図を第1.6.15図に、タイムチャートを第1.6.16図に、アクセスルートを図第1.6.17図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーによる電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）等への燃料補給を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）等へ燃料補給準備を行う。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク蓋を開操作し、給油用ホース端を燃料油貯蔵タンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの燃料タンク計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリー給油口から給油用ホースを取り外す。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーを電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）等の近傍に移動させる。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）等の給油口に給油用ホースを接続する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーの排出弁を開操作し、タンクローリーからの給油を開始する。</p>	<p>b. 操作手順 可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。 また、概略系統を図第1.12.16図に、タイムチャートを第1.12.17図に、アクセスルート図を図第1.12.18図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を指示する。</p> <p>③ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを保管エリアから所定の位置に移動させる。</p> <p>④ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリー吐出口のキャップをはずし、汲み上げ用ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切替え、タンクの底弁を開放する。</p> <p>⑤ 事務局員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽の防護板及び給油口を開放する。</p> <p>⑥ 事務局員は、現場で汲み上げ用ホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。</p> <p>⑦ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリー吐出弁を開とし、汲み上げを開始する。</p> <p>⑧ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。</p> <p>⑨ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーから汲み上げ用ホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切替え、タンクの底弁を閉止する。</p> <p>⑩ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを可搬型大容量海水送水ポンプ車の近傍に移動させる。</p> <p>⑪ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑫ 事務局員は、現場で定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔^{※2}を目安に給油ガンにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ燃料補給を実施する。</p>		<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②） 記載表現の相違</p> <p>設備の相違（差異理由③）</p> <p>設備の相違（差異理由③） 記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載箇所の相違 ・大阪3/4号炉は手順着手の判断基準に燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>【比較のため技術的能力1.6より）転記】</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、現場でタンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁を閉操作した後、給油用ホースを取り外す。</p> <p>⑫ 緊急安全対策要員は、現場でタンクローリーの油量を確認し、以降⑤から⑪を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>⑬ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）等への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は現場にて電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は緊急安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約106分と想定している。また、大容量ポンプについては、現場にて緊急安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約106分と想定している。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）の燃料消費率は、28%負荷で約49.20/hであり、起動から枯渇までの時間は約10時間と想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p> <p>また、大容量ポンプの燃料消費率は、100%負荷で約3100/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.1時間を想定しており枯渇までに燃料（重油）補給を実施する。</p>	<p>⑬ 事務局員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料タンクが満杯となれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑭ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑮ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔^{※2}を目安に以降③から⑮を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※2 定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：運転開始後速やかに（その後約2時間ごとに補給） <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、現場にて事務局員2名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料消費率は、100%負荷で約310L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.1時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由②） 記載表現の相違</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載箇所の相違 ・大阪 3/4 号炉は手順着手の判断基準に燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔を記載している。</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>記載方針の相違 ・大阪 3/4 号炉は設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため、「燃料（重油）」と記載している。 ・泊 3 号炉は使用する燃料が軽油のみであることから、手順の冒頭に「燃料は軽油」と記載し、以降の記載は省略している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>【比較のため技術的能力1.6より）転記】</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯蔵タンクの備蓄量（150kℓ以上（1基当たり）、4基）及び重油タンクの備蓄量（160kℓ以上（1基当たり）、4基）を管理する。</p> <p>ただし、タンクローリーでの給油を想定する場合の使用可能量は1,096kℓである。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。燃料油貯蔵タンク蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>	<p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯槽 4基合計で540kℓ以上を管理する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。防護板の開放を速やかに実施できるよう可搬型タンクローリーに使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。 （添付資料1.12.19、1.12.20、1.12.21）</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより可搬型大容量海水送水ポンプ車に燃料補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給が必要な場合に、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯槽からの燃料汲み上げができない場合。</p>		<p>記載方針の相違（差異理由②）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対策に使用する設備の相違により、燃料の量が異なる。 ・大阪3/4号炉は、空冷式非常用発電装置や電源車等に重油を使用し、燃料油貯蔵タンクは3.5日間分の備蓄量であるため、重油タンクと合わせて7日間運転継続するために必要な備蓄量を確保している。水源確保のための送水車は軽油を使用する。 ・泊3号炉は、重大事故等時に使用する設備の燃料はすべて軽油である。有効性評価における7日間の重大事故等対応が可能な油量を確保していることについては、大阪3/4号炉と相違なし。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉のディーゼル発電機燃料油貯槽の給油口は防護板で覆われている。 また、使用工具の配備場所が異なるが、作業場所近傍に配備していることに相違なし。 <p>設備の相違（差異理由⑤）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>b. 操作手順</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>また、概略系統を第1.12.19図に、タイムチャートを第1.12.20図に、アクセスルート図を第1.12.18図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、発電課長（当直）及び事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を指示する。 ② 発電課長（当直）は、運転員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を指示する。 ③ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを保管エリアから所定位置に移動させる。 ④ 事務局員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。 ⑤ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための系統構成を実施する。 ⑥ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備を実施する。 ⑦ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、仮設ホース先端のドロップパイプを挿入する。 ⑧ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、燃料の汲み上げを開始する。 ⑨ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ポンプの停止を依頼する。 ⑩ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止する。 ⑪ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止する。 ⑫ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーを可搬型大容量海水送水ポンプ車の近傍に移動させる。 ⑬ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。 ⑭ 事務局員は、現場で定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔^{※3}を目安に給油ガンにて可 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>搬型大容量海水送水ポンプ車へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑮ 事務局員は、現場で可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料タンクが満杯となれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑯ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑰ 事務局員は、現場で可搬型タンクローリーの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔^{※3}を目安に以降⑮から⑯を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※3 定格負荷運転時の燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：運転開始後速やかに（その後約2時間毎に補給） <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、現場にて事務局員2名及び運転員1名により作業を実施し、所要時間は約3時間と想定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料消費率は、100%負荷で約310L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.1時間と想定しており枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を管理する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.12.19, 1.12.20, 1.12.21)</p> <p>(3) 優先順位</p> <p>可搬型タンクローリーを使用した燃料補給は、操作が容易であること及び短時間での燃料補給が可能であるため優先で使用。可搬型タンクローリーによる燃料汲み上げができない場合は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給を実施する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.12.21図に示す。</p>	<p>追而</p>	<p>設備の相違（差異理由⑮）</p> <p>・泊3号炉は、可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ手順をルート毎に整備しているため、2つの手順の優先順位を整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

第 1.12.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

分類	想定する重大事故等対象設備	対応手段	対応設備	整備する手順	手順の分類				
炉心冷却系及び炉心減速装置の異常	大気への放射能抑制	a	大気量送水ポンプ（取水船用）	a	放火時、シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段				
			取水船						
			燃料供給ポンプタンク ^{a)}						
			燃料タンク ^{a)}						
			タンクローリー ^{a)}						
	炉心への放射能抑制	c	シフトファン	c	多相性放射能抑制				
			放射性物質吸着剤						
			大気への放射能抑制			a	送水車	a	原子炉周縁部へのスプレッドヘッドによる放射性物質拡散抑制手段
							スプレッドヘッド		
							燃料ドラム缶 ^{a)}		
大気量送水ポンプ（取水船用）									
取水船									
炉心への放射能抑制	c	燃料供給ポンプタンク ^{a)}		c	原子炉周縁部への放射能抑制シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段				
		燃料タンク ^{a)}							
		タンクローリー ^{a)}							
		シフトファン							
		放射性物質吸着剤							
炉心減速装置の異常	b	化学制御自動機	b	初期炉心冷却手段					
		不意動力ポンプ作動機							
		泡沸抑制装置							
		送水車（取水船） ^{a)}							
		中型送水車							
	炉心への放射能抑制	c	大気量送水ポンプ（取水船用）	c	取水船による放射性物質拡散抑制手段				
			取水船						
			燃料供給ポンプタンク ^{a)}						
			燃料タンク ^{a)}						
			タンクローリー ^{a)}						

※1：「大飯原発 重大事故等発生時における原子炉周縁部の対応のための対応に要する手順」にて整備する。
 ※2：大気量送水ポンプ（取水船用）の燃料供給に使用する。手順は「1.6 原子炉周縁部冷却ポンプの故障時のための手順等」にて整備する。
 ※3：取水船の燃料供給に使用する設備のもののみである。手順は「1.6 原子炉周縁部冷却ポンプの故障時のための手順等」にて整備する。
 ※4：送水車（取水船）は、泡沸抑制装置にも対応するものである。
 ※5：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該事故に適合する重大事故等対応設備 b：27条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

泊発電所3号炉

第 1.12.1 表 重大事故等における対応手段と整備する手順

分類	想定する重大事故等	対応手段	対応設備	整備する手順	手順の分類
炉心冷却系及び炉心減速装置の異常	大気への放射能抑制	a	可搬型大気量取水ポンプ ^{a)}	a	炉心の著しい過熱が起きた場合の対応手段
			取水船		
			ディーゼル発電機燃料供給設備 ^{a)}		
			可搬型タンクローリー ^{a)}		
			ディーゼル発電機燃料供給送水ポンプ ^{a)}		
	炉心への放射能抑制	c	放射性物質吸着剤	c	多相性放射能抑制
			送水車		
			スプレッドヘッド		
			燃料ドラム缶 ^{a)}		
			大気量送水ポンプ（取水船用）		
大気への放射能抑制	a	可搬型大気量取水ポンプ ^{a)}	a	原子炉周縁部への放射能抑制シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段	
		取水船			
		ディーゼル発電機燃料供給設備 ^{a)}			
		可搬型タンクローリー ^{a)}			
		ディーゼル発電機燃料供給送水ポンプ ^{a)}			
	炉心への放射能抑制	c	燃料供給ポンプタンク ^{a)}	c	原子炉周縁部への放射能抑制シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段
			燃料タンク ^{a)}		
			タンクローリー ^{a)}		
			シフトファン		
			放射性物質吸着剤		
炉心減速装置の異常	b	化学制御自動機	b	初期炉心冷却手段	
		不意動力ポンプ作動機			
		泡沸抑制装置			
		送水車（取水船） ^{a)}			
		中型送水車			
	炉心への放射能抑制	c	大気量送水ポンプ（取水船用）	c	取水船による放射性物質拡散抑制手段
			取水船		
			燃料供給ポンプタンク ^{a)}		
			燃料タンク ^{a)}		
			タンクローリー ^{a)}		

※1：可搬型大気量取水ポンプ^{a)}の燃料供給に使用する。
 ※2：可搬型大気量取水ポンプ^{a)}の燃料供給に使用する。燃料供給の手段は「1.13 重大事故時の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。
 ※3：可搬型大気量取水ポンプ^{a)}及び可搬型スプレッドヘッドによる取水ポンプである。
 ※4：取水船の燃料供給に使用する設備のもののみである。手順は「1.6 原子炉周縁部冷却ポンプの故障時のための手順等」にて整備する。
 ※5：可搬型大気量取水ポンプ^{a)}は、泡沸抑制装置にも対応するものである。
 ※6：ディーゼル発電機燃料供給送水ポンプ、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給から燃料供給がとれない場合に使用する。
 ※7：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該事故に適合する重大事故等対応設備 b：27条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉

第 1.12-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	整備する手順	手順の分類
炉心冷却系及び炉心減速装置の異常	大気への放射能抑制	a	大気量送水ポンプ（タイプⅡ）※1	a	炉心の著しい過熱が起きた場合の対応手段
			ホース延長回収車 ※1		
			ホース ※1		
			取水船		
			貯留槽		
	炉心への放射能抑制	c	取水船	c	多相性放射能抑制
			燃料供給設備 ※2		
			ガンマカメラ		
			サーモカメラ		
			シフトファン		
大気への放射能抑制	a	可搬型大気量取水ポンプ ^{a)}	a	原子炉周縁部への放射能抑制シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段	
		取水船			
		ディーゼル発電機燃料供給設備 ^{a)}			
		可搬型タンクローリー ^{a)}			
		ディーゼル発電機燃料供給送水ポンプ ^{a)}			
	炉心への放射能抑制	c	燃料供給ポンプタンク ^{a)}	c	原子炉周縁部への放射能抑制シフトファンによる放射性物質拡散抑制手段
			燃料タンク ^{a)}		
			タンクローリー ^{a)}		
			シフトファン		
			放射性物質吸着剤		
炉心減速装置の異常	b	化学制御自動機	b	初期炉心冷却手段	
		不意動力ポンプ作動機			
		泡沸抑制装置			
		送水車（取水船） ^{a)}			
		中型送水車			
	炉心への放射能抑制	c	大気量送水ポンプ（タイプⅡ）※1	c	取水船による放射性物質拡散抑制手段
			ホース延長回収車 ※1		
			ホース ※1		
			取水船		
			貯留槽		

※1：手順は「1.13 重大事故時の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。
 ※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

差異理由

第1.12.2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
 監視計器一覧(1/4)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.12.2.1 炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損の手順等 (1)大気への拡散抑制		
a.大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 原子炉圧力容器内の温度 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内への注水量	・炉心出口温度計 ・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器スプレイ積算流量計
	操作 原子炉格納容器内の圧力 周辺環境の放射線量率	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・モニタリングポスト ・モニタ車
(2)海洋への拡散抑制		
a.シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様	—
	操作	—
b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準	—
	操作	—

第1.12.2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
 監視計器一覧（1/6）

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等 (1) 大気への拡散抑制		
a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 原子炉圧力容器内の温度 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内への注水量	・炉心出口温度 ・格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ） ・格納容器スプレイ流量 ・B-線格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） ・代替格納容器スプレイ出口積算流量
	操作 原子炉格納容器内の圧力 周辺環境の放射線量率	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（AM用） ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション
(2) 海洋への拡散抑制		
4. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.1(1) a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様。	—
	操作	—
b. 吸着剤シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準	—
	操作	—
c. 開口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準	—
	操作	—

第1.12-2表 重大事故等対処設備に係る監視計器

監視計器一覧(1/4)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料束等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制		
判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広域監視) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広域監視) 原子炉水位 (SA燃料域)
原子炉圧力容器内の水位	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (広域監視) 原子炉水位 (SA燃料域)
	原子炉格納容器下部排水流量	原子炉格納容器下部排水流量
原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器代替スプレイ流量 圧力調整弁水位
	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (ボイドレベル式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ モニタリングポスト 可燃性ガスモニタリング設備 可燃性ガスモニタリング設備
放射線量の測定	放射線量の測定	—

監視計器一覧(3/4)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料束等の著しい損傷時の手順 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制		
判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA) 原子炉水位 (広域監視) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広域監視) 原子炉水位 (SA燃料域)
原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器への注水量	原子炉格納容器下部排水流量 原子炉格納容器代替スプレイ流量 圧力調整弁水位
	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (ボイドレベル式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール監視カメラ モニタリングポスト 可燃性ガスモニタリング設備 可燃性ガスモニタリング設備
放射線量の測定	放射線量の測定	—

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																						
<p>監視計器一覧(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">a. 透水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計(AM用)^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計(AM用)^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・可搬式使用済燃料ピット水位計^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタ車</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">操作</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度計^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度計(AM用)^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位計^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位計(AM用)^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの周辺の放射線量率</td> <td>・可搬式使用済燃料ピット水位計^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・モニタリングポスト ・モニタ車</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制			a. 透水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 ^{※1}	・使用済燃料ピット温度計(AM用) ^{※2}	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 ^{※1}	・使用済燃料ピット水位計(AM用) ^{※1}	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット水位計 ^{※2※3}	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ^{※1}	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車	操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 ^{※1}	・使用済燃料ピット温度計(AM用) ^{※2}	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 ^{※1}	・使用済燃料ピット水位計(AM用) ^{※1}	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット水位計 ^{※2※3}	・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ^{※1}	周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ ^{※2}	<p>監視計器一覧(2/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">a. 海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への拡散抑制</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの温度</td> <td>・使用済燃料ピット温度^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット温度(AM用)^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの水位</td> <td>・使用済燃料ピット水位^{※1}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピット水位(AM用)^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピット周辺の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット水位(可搬型)^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料ピットエリアモニタ^{※1}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの状態監視</td> <td>・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>周辺環境の放射線量率</td> <td>・使用済燃料ピット監視カメラ^{※2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制			a. 海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への拡散抑制	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 ^{※1}	・使用済燃料ピット温度(AM用) ^{※2}	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 ^{※1}	・使用済燃料ピット水位(AM用) ^{※2}	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット水位(可搬型) ^{※2※3}	・使用済燃料ピットエリアモニタ ^{※1}	使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ^{※2※3}	周辺環境の放射線量率	・使用済燃料ピット監視カメラ ^{※2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。		
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																							
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制																																																									
a. 透水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット温度計(AM用) ^{※2}																																																							
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット水位計(AM用) ^{※1}																																																							
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット水位計 ^{※2※3}																																																							
		・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ^{※1}																																																							
周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車																																																								
操作	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度計 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット温度計(AM用) ^{※2}																																																							
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位計 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット水位計(AM用) ^{※1}																																																							
	使用済燃料ピットの周辺の放射線量率	・可搬式使用済燃料ピット水位計 ^{※2※3}																																																							
		・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ^{※1}																																																							
周辺環境の放射線量率	・モニタリングポスト ・モニタ車																																																								
使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット監視カメラ ^{※2}																																																								
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																							
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制																																																									
a. 海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への拡散抑制	使用済燃料ピットの温度	・使用済燃料ピット温度 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット温度(AM用) ^{※2}																																																							
	使用済燃料ピットの水位	・使用済燃料ピット水位 ^{※1}																																																							
		・使用済燃料ピット水位(AM用) ^{※2}																																																							
	使用済燃料ピット周辺の放射線量率	・使用済燃料ピット水位(可搬型) ^{※2※3}																																																							
		・使用済燃料ピットエリアモニタ ^{※1}																																																							
使用済燃料ピットの状態監視	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ^{※2※3}																																																								
周辺環境の放射線量率	・使用済燃料ピット監視カメラ ^{※2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション																																																								
操作	「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「海水を用いた可搬型大型透水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																																																																																																
<p>監視計器一覧(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様 操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a.シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様 操作 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制			b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様 操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様		1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制			a.シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様 操作 —	—	b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 — 操作 —	—	<p>監視計器一覧(5/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</td> <td>判断基準 1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大容量送水ポンプ車及び可搬型スプレインジェクタによる大気への拡散抑制」と同様 操作 使用済燃料ピレットの温度 ・ 使用済燃料ピレット温度^{※1} ・ 使用済燃料ピレット温度 (AM用) ^{※1} 使用済燃料ピレットの水位 ・ 使用済燃料ピレット水位^{※1} ・ 使用済燃料ピレット水位 (可搬型) ^{※2} 使用済燃料ピレット周辺の放射線量 ・ 使用済燃料ピレット放射線量^{※1} ・ 使用済燃料ピレット可搬型リアモニタ^{※2} 使用済燃料ピレットの状態監視 ・ 使用済燃料ピレット監視カメラ^{※3} 周辺環境の放射線量率 ・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 海洋への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様。 操作 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>b. 防護用シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>c. 開口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</td> <td>判断基準 — 操作 —</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制			d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大容量送水ポンプ車及び可搬型スプレインジェクタによる大気への拡散抑制」と同様 操作 使用済燃料ピレットの温度 ・ 使用済燃料ピレット温度 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット温度 (AM用) ^{※1} 使用済燃料ピレットの水位 ・ 使用済燃料ピレット水位 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット水位 (可搬型) ^{※2} 使用済燃料ピレット周辺の放射線量 ・ 使用済燃料ピレット放射線量 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット可搬型リアモニタ ^{※2} 使用済燃料ピレットの状態監視 ・ 使用済燃料ピレット監視カメラ ^{※3} 周辺環境の放射線量率 ・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション		(2) 海洋への拡散抑制			a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	判断基準 1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様。 操作 —	—	b. 防護用シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 — 操作 —	—	c. 開口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 — 操作 —	—	<p>第1.12-2表 重大事故等対応設備に係る監視計器</p> <p>監視計器一覧(1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への放射線抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">重大事故等対応要項 「放水設備」による大気への拡散抑制</td> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (圧力罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA圧力罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA燃料罐)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉圧力容器への注水</td> <td>高圧注水ポンプ出力流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁出力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> </tr> <tr> <td>放射線量率</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">操作</td> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (燃料罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA圧力罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA燃料罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (燃料罐)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器への注水</td> <td>原子炉格納容器注水ポンプ出力流量</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁出力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の水位</td> <td>原子炉格納容器水位</td> </tr> <tr> <td>ドライウェル水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器の水素濃度</td> <td>原子炉格納容器内水素濃度</td> </tr> <tr> <td>水素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線量の測定</td> <td>モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリング設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への放射性物質の拡散抑制 「シルトフェンス」による海洋への拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">重大事故等対応要項 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (圧力罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA圧力罐)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力 (SA燃料罐)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">原子炉圧力容器への注水</td> <td>高圧注水ポンプ出力流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレインジェクタ出力流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> </tr> <tr> <td>圧力調整弁出力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td> </tr> <tr> <td>放射線量率</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への放射線抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制			重大事故等対応要項 「放水設備」による大気への拡散抑制	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (圧力罐)	原子炉水位 (燃料罐)	原子炉水位 (SA圧力罐)	原子炉水位 (SA燃料罐)	原子炉圧力容器への注水	高圧注水ポンプ出力流量	原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内の圧力	圧力調整弁出力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)	原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率	放射線量率	操作	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力	原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料罐)	原子炉水位 (SA圧力罐)	原子炉水位 (SA燃料罐)	原子炉水位 (燃料罐)	原子炉格納容器への注水	原子炉格納容器注水ポンプ出力流量	圧力調整弁出力	原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器水位	ドライウェル水位	原子炉格納容器の水素濃度	原子炉格納容器内水素濃度	水素濃度	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)	使用済燃料プール監視カメラ	放射線量の測定	モニタリングポスト	可搬型モニタリング設備	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への放射性物質の拡散抑制 「シルトフェンス」による海洋への拡散抑制			重大事故等対応要項 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (圧力罐)	原子炉圧力 (SA圧力罐)	原子炉圧力 (SA燃料罐)	原子炉圧力容器への注水	高圧注水ポンプ出力流量	原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	高圧炉心スプレインジェクタ出力流量	原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内の圧力	圧力調整弁出力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)	原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率	放射線量率	操作	—	—	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																	
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1)大気への拡散抑制																																																																																																																																			
b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様 操作 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」と同様																																																																																																																																		
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2)海洋への拡散抑制																																																																																																																																			
a.シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 「1.12.2.2(1) a. 送水車及びスプレイヘッドによる大気への拡散抑制」及び「1.12.2.2(1) b. 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様 操作 —	—																																																																																																																																	
b.放射性物質吸着剤による放射性物質の吸着	判断基準 — 操作 —	—																																																																																																																																	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																	
1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制																																																																																																																																			
d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	判断基準 1.12.2.2(1) a. 「海水を用いた可搬型大容量送水ポンプ車及び可搬型スプレインジェクタによる大気への拡散抑制」と同様 操作 使用済燃料ピレットの温度 ・ 使用済燃料ピレット温度 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット温度 (AM用) ^{※1} 使用済燃料ピレットの水位 ・ 使用済燃料ピレット水位 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット水位 (可搬型) ^{※2} 使用済燃料ピレット周辺の放射線量 ・ 使用済燃料ピレット放射線量 ^{※1} ・ 使用済燃料ピレット可搬型リアモニタ ^{※2} 使用済燃料ピレットの状態監視 ・ 使用済燃料ピレット監視カメラ ^{※3} 周辺環境の放射線量率 ・ モニタリングポスト ・ モニタリングステーション																																																																																																																																		
(2) 海洋への拡散抑制																																																																																																																																			
a. 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	判断基準 1.12.2.2(1) d. 「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制」と同様。 操作 —	—																																																																																																																																	
b. 防護用シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 — 操作 —	—																																																																																																																																	
c. 開口部シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	判断基準 — 操作 —	—																																																																																																																																	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																	
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a. 放水設備（大気への放射線抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																																			
重大事故等対応要項 「放水設備」による大気への拡散抑制	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																																	
		原子炉圧力容器内の圧力																																																																																																																																	
	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (圧力罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (燃料罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (SA圧力罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (SA燃料罐)																																																																																																																																	
	原子炉圧力容器への注水	高圧注水ポンプ出力流量																																																																																																																																	
		原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量																																																																																																																																	
		高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																	
		高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																	
高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																			
高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																			
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内の圧力																																																																																																																																		
	圧力調整弁出力																																																																																																																																		
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)																																																																																																																																		
	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)																																																																																																																																		
原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率																																																																																																																																		
	放射線量率																																																																																																																																		
操作	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力																																																																																																																																	
		原子炉圧力 (SA)																																																																																																																																	
	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (SA圧力罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (SA燃料罐)																																																																																																																																	
		原子炉水位 (燃料罐)																																																																																																																																	
	原子炉格納容器への注水	原子炉格納容器注水ポンプ出力流量																																																																																																																																	
		圧力調整弁出力																																																																																																																																	
	原子炉格納容器内の水位	原子炉格納容器水位																																																																																																																																	
		ドライウェル水位																																																																																																																																	
原子炉格納容器の水素濃度	原子炉格納容器内水素濃度																																																																																																																																		
	水素濃度																																																																																																																																		
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)																																																																																																																																		
	使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																																																		
放射線量の測定	モニタリングポスト																																																																																																																																		
	可搬型モニタリング設備																																																																																																																																		
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																	
1.12.2 重大事故等時の手順 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a. 海洋への放射性物質の拡散抑制 「シルトフェンス」による海洋への拡散抑制																																																																																																																																			
重大事故等対応要項 「シルトフェンスによる海洋への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																																	
		原子炉圧力																																																																																																																																	
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)																																																																																																																																	
		原子炉圧力 (圧力罐)																																																																																																																																	
		原子炉圧力 (SA圧力罐)																																																																																																																																	
		原子炉圧力 (SA燃料罐)																																																																																																																																	
	原子炉圧力容器への注水	高圧注水ポンプ出力流量																																																																																																																																	
		原子炉隔離弁閉鎖ポンプ出力流量																																																																																																																																	
		高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																	
		高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																	
高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																			
高圧炉心スプレインジェクタ出力流量																																																																																																																																			
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内の圧力																																																																																																																																		
	圧力調整弁出力																																																																																																																																		
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)																																																																																																																																		
	使用済燃料プール水位 (モニタリングポスト)																																																																																																																																		
原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率																																																																																																																																		
	放射線量率																																																																																																																																		
操作	—																																																																																																																																		
	—																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																																																																																																																								
<p>監視計器一覧(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</td> </tr> <tr> <td>a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火</td> <td>判断基準 No.2 淡水タンク水位</td> <td>- No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 No.2 淡水タンク水位</td> <td>- No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td>b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火</td> <td>判断基準 No.2 淡水タンク水位</td> <td>- No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 No.2 淡水タンク水位</td> <td>- No.2 淡水タンク水位計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> </tr> <tr> <td>a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</td> <td>判断基準</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等			(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置			a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計		操作 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計	b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計		操作 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計	(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	判断基準	-		操作	-	<p>監視計器一覧(6/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置</td> </tr> <tr> <td>a. 化学消防自動車及び水ポンプ付消防ポンプ自動車による泡消火</td> <td>判断基準 水源の確保</td> <td>- 送水タンク水位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 水源の確保</td> <td>- 送水タンク水位</td> </tr> <tr> <td>b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火</td> <td>判断基準 -</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 -</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>c. 大規模火災用消防自動車による泡消火</td> <td>判断基準 -</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 -</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> </tr> <tr> <td>a. 可搬型大容量降注送水ポンプ車及び放水砲による泡消火</td> <td>判断基準 -</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作 -</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等			(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置			a. 化学消防自動車及び水ポンプ付消防ポンプ自動車による泡消火	判断基準 水源の確保	- 送水タンク水位		操作 水源の確保	- 送水タンク水位	b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火	判断基準 -	-		操作 -	-	c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	判断基準 -	-		操作 -	-	(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 可搬型大容量降注送水ポンプ車及び放水砲による泡消火	判断基準 -	-		操作 -	-	<p>監視計器一覧(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体系等の著しい損傷時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="3">k. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」</td> <td rowspan="4">判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (燃料罐) 原子炉水位 (SA 広領域) 原子炉水位 (SA 燃料罐)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">操作</td> <td>高圧代替注水ポンプ出口流量</td> <td>高圧代替注水ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</td> <td>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレッドポンプ出口流量</td> <td>高圧炉心スプレッドポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレッドポンプ出口流量</td> <td>低圧炉心スプレッドポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>代替炉心スプレッドポンプ出口流量</td> <td>代替炉心スプレッドポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去ポンプ出口流量</td> <td>残留熱除去ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力 圧力監視室圧力</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (アイドハルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内の放射線線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (B/C) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1) 初期対応における延焼防止</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a. 化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2 重大事故等時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 航空機燃料火災への泡消火</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a. 放水設備（放水砲）による航空機燃料火災への泡消火</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」</td> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体系等の著しい損傷時の手順			(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制			k. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制			重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料罐) 原子炉水位 (SA 広領域) 原子炉水位 (SA 燃料罐)	操作	高圧代替注水ポンプ出口流量	高圧代替注水ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	高圧炉心スプレッドポンプ出口流量	高圧炉心スプレッドポンプ出口流量	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量	代替炉心スプレッドポンプ出口流量	代替炉心スプレッドポンプ出口流量	残留熱除去ポンプ出口流量	残留熱除去ポンプ出口流量	重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力監視室圧力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (アイドハルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ	重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (B/C) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)	操作	-	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順			(1) 初期対応における延焼防止			a. 化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火			重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」	判断基準	-	-	操作	-	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順			(2) 航空機燃料火災への泡消火			a. 放水設備（放水砲）による航空機燃料火災への泡消火			重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」	判断基準	-	-	操作	-	
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																									
1.12.2.3 原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等																																																																																																																																																											
(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置																																																																																																																																																											
a. 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																																																									
	操作 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																																																									
b. 送水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火	判断基準 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																																																									
	操作 No.2 淡水タンク水位	- No.2 淡水タンク水位計																																																																																																																																																									
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																																																											
a. 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	判断基準	-																																																																																																																																																									
	操作	-																																																																																																																																																									
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																									
1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等																																																																																																																																																											
(1) 初期対応における泡消火及び延焼防止処置																																																																																																																																																											
a. 化学消防自動車及び水ポンプ付消防ポンプ自動車による泡消火	判断基準 水源の確保	- 送水タンク水位																																																																																																																																																									
	操作 水源の確保	- 送水タンク水位																																																																																																																																																									
b. 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火	判断基準 -	-																																																																																																																																																									
	操作 -	-																																																																																																																																																									
c. 大規模火災用消防自動車による泡消火	判断基準 -	-																																																																																																																																																									
	操作 -	-																																																																																																																																																									
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																																																											
a. 可搬型大容量降注送水ポンプ車及び放水砲による泡消火	判断基準 -	-																																																																																																																																																									
	操作 -	-																																																																																																																																																									
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																																																																																																									
1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																																																											
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体系等の著しい損傷時の手順																																																																																																																																																											
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																																																											
k. 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制																																																																																																																																																											
重大事故等対応要領書 「放射性物質吸着材による海洋への拡散抑制」	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																																																																																																																								
		原子炉圧力	原子炉圧力																																																																																																																																																								
		原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)																																																																																																																																																								
		原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料罐) 原子炉水位 (SA 広領域) 原子炉水位 (SA 燃料罐)																																																																																																																																																								
	操作	高圧代替注水ポンプ出口流量	高圧代替注水ポンプ出口流量																																																																																																																																																								
		原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量																																																																																																																																																								
		高圧炉心スプレッドポンプ出口流量	高圧炉心スプレッドポンプ出口流量																																																																																																																																																								
		低圧炉心スプレッドポンプ出口流量	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量																																																																																																																																																								
		代替炉心スプレッドポンプ出口流量	代替炉心スプレッドポンプ出口流量																																																																																																																																																								
		残留熱除去ポンプ出口流量	残留熱除去ポンプ出口流量																																																																																																																																																								
重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 圧力監視室圧力																																																																																																																																																								
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位 (アイドハルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) 使用済燃料プール監視カメラ																																																																																																																																																								
重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」	判断基準	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (B/C) 格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																																																																																																																								
		操作	-																																																																																																																																																								
1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																																																											
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順																																																																																																																																																											
(1) 初期対応における延焼防止																																																																																																																																																											
a. 化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火																																																																																																																																																											
重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学消防放水車による泡消火」	判断基準	-	-																																																																																																																																																								
		操作	-																																																																																																																																																								
1.12.2 重大事故等時の手順																																																																																																																																																											
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順																																																																																																																																																											
(2) 航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																																																											
a. 放水設備（放水砲）による航空機燃料火災への泡消火																																																																																																																																																											
重大事故等対応要領書 「航空機燃料火災への泡消火」	判断基準	-	-																																																																																																																																																								
		操作	-																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	差異理由																																																	
		<p>監視計器一覧 (2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.12.2 重大事故等時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="20">重大事故等対応要領書「放水設備による大気への拡散抑制」</td> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の温度</td> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>原子炉圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (正帯域)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉圧力容器内の水位</td> <td>原子炉水位 (燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 正帯域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位 (SA 燃料域)</td> </tr> <tr> <td>高圧代管注水ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">原子炉圧力容器への注水量</td> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>高圧中心スプレッドポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>噴霧器除去蒸発ライン流量</td> </tr> <tr> <td>重蒸餾器給注水ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>低蒸餾器冷卻ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>凝結中心スプレッドポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>噴霧器除去蒸発ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の圧力</td> <td>ドライウェル圧力</td> </tr> <tr> <td>圧力抑制室圧力</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用済燃料プールの監視</td> <td>使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の放射線線量率</td> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (D/A)</td> </tr> <tr> <td>格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.12.2 重大事故等時の手順			1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順			(1) 大気への放射性物質の拡散抑制			b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み			重大事故等対応要領書「放水設備による大気への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)	原子炉水位 (正帯域)	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (SA 正帯域)	原子炉水位 (SA 燃料域)	高圧代管注水ポンプ出口流量	原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	高圧中心スプレッドポンプ出口流量	噴霧器除去蒸発ライン流量	重蒸餾器給注水ポンプ出口流量	低蒸餾器冷卻ポンプ出口流量	凝結中心スプレッドポンプ出口流量	噴霧器除去蒸発ポンプ出口流量	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力	圧力抑制室圧力	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)	使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)	使用済燃料プール監視カメラ	原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/A)	格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)	操作		—	
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																																		
1.12.2 重大事故等時の手順																																																				
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順																																																				
(1) 大気への放射性物質の拡散抑制																																																				
b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み																																																				
重大事故等対応要領書「放水設備による大気への拡散抑制」	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度																																																		
		原子炉圧力																																																		
	原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 (SA)																																																		
		原子炉水位 (正帯域)																																																		
	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位 (燃料域)																																																		
		原子炉水位 (SA 正帯域)																																																		
		原子炉水位 (SA 燃料域)																																																		
		高圧代管注水ポンプ出口流量																																																		
	原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量																																																		
		高圧中心スプレッドポンプ出口流量																																																		
		噴霧器除去蒸発ライン流量																																																		
		重蒸餾器給注水ポンプ出口流量																																																		
		低蒸餾器冷卻ポンプ出口流量																																																		
		凝結中心スプレッドポンプ出口流量																																																		
		噴霧器除去蒸発ポンプ出口流量																																																		
	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力																																																		
		圧力抑制室圧力																																																		
	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 (ヒートサーモ式)																																																		
		使用済燃料プール水位 (ガイドバルブ式)																																																		
		使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)																																																		
使用済燃料プール監視カメラ																																																				
原子炉格納容器内の放射線線量率	格納容器内空間気放射線モニタ (D/A)																																																			
	格納容器内空間気放射線モニタ (S/C)																																																			
操作		—																																																		

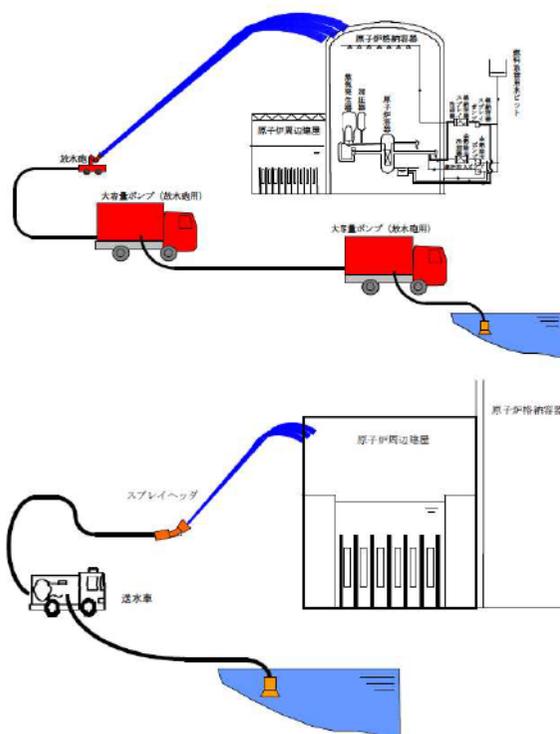
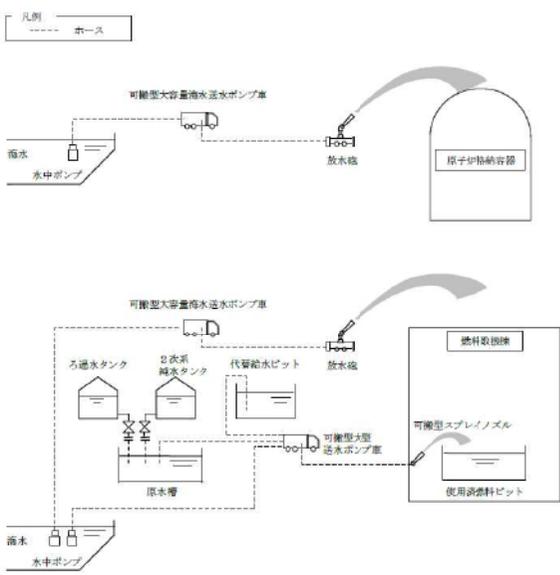
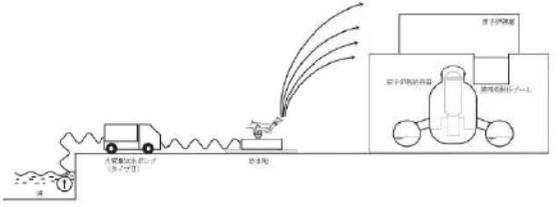
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">泊3号炉との比較対象なし</div>	<p>第1.12.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【1.12】 工場等外への放射性物質 の拡散を抑制するための 手順等</td> <td>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	給電元	【1.12】 工場等外への放射性物質 の拡散を抑制するための 手順等	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ		<p>設備の相違 （差異理由⑤）</p>
対象条文	供給対象設備	給電元									
【1.12】 工場等外への放射性物質 の拡散を抑制するための 手順等	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ									
	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ									

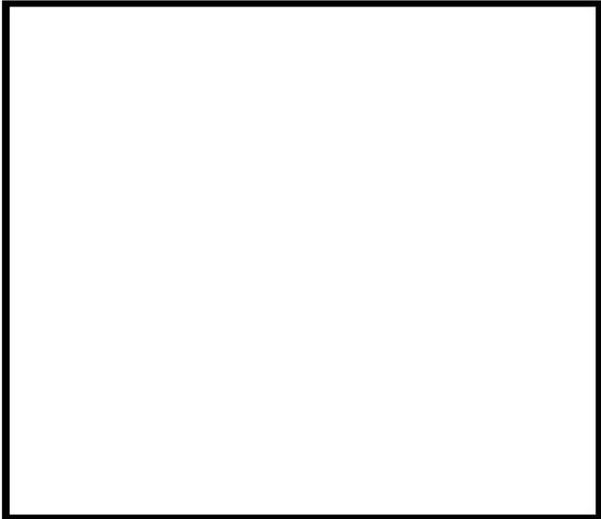
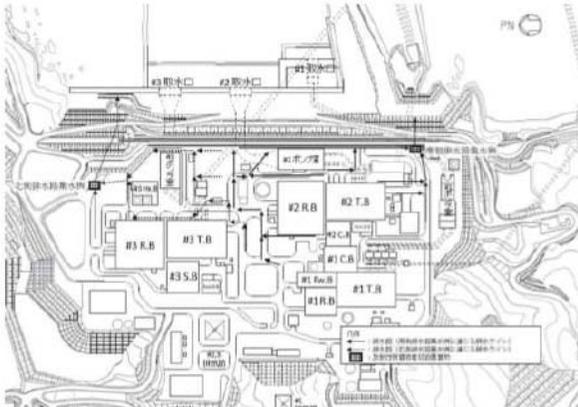
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
 <p>第 1.12.1 図 大気への拡散抑制 概略系統</p>	 <p>第 1.12.1 図 大気への拡散抑制 概略系統</p>	 <p>第 1.12-1 図 大気への放射性物質の拡散抑制手順の概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
 <p data-bbox="232 963 530 986">第1.12.2図 シルトフェンスの設置概略図</p> <div data-bbox="152 995 624 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	 <p data-bbox="860 1027 1216 1050">第1.12.4図 海洋への拡散抑制 概略図</p> <div data-bbox="822 1098 1332 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1547 764 1794 783">第1.12-8図 シルトフェンスの設置位置図</p>  <p data-bbox="1547 1257 1794 1276">第1.12-10図 放射性物質貯蔵材の設置位置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<div data-bbox="107 470 510 1117" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="533 497 566 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="573 474 698 1121" style="margin-top: 10px;"> <p>第1.12.4図 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉格納容器及びア ニュラ部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水並び に原子炉格納容器周辺における航空機燃料火災への泡消火時のホー ス敷設ルート</p> </div>	<div data-bbox="745 432 1245 1190" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1249 373 1279 1276" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第 1.12.3 図 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 ホース敷設ルート図</p> </div>	<div data-bbox="1442 778 1861 1433" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1442 156 1861 746" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="1865 906 1895 1300" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第 1.12-15 図 放水設備（貯蔵槽内設備）による泡消火 ホース敷設ルート図</p> </div> <div data-bbox="1865 204 1895 694" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第 1.12-16 図 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制 ホース敷設ルート及び放水設備設置位置図</p> </div>	

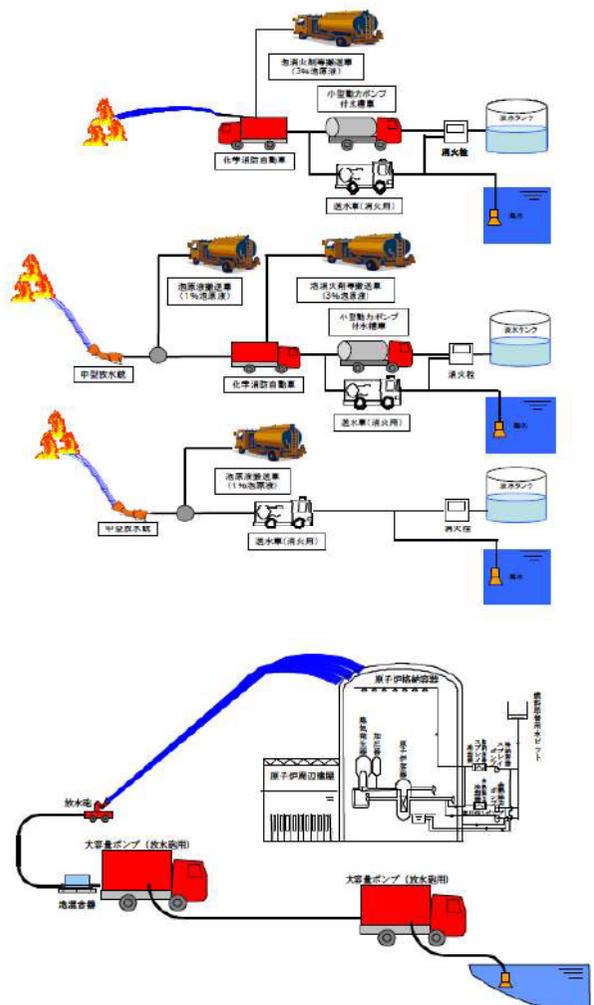
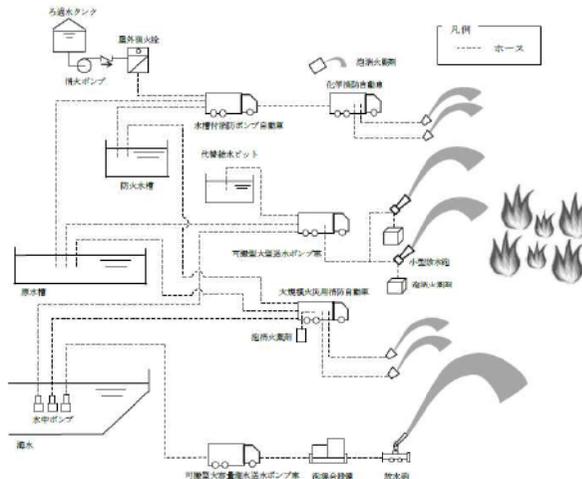
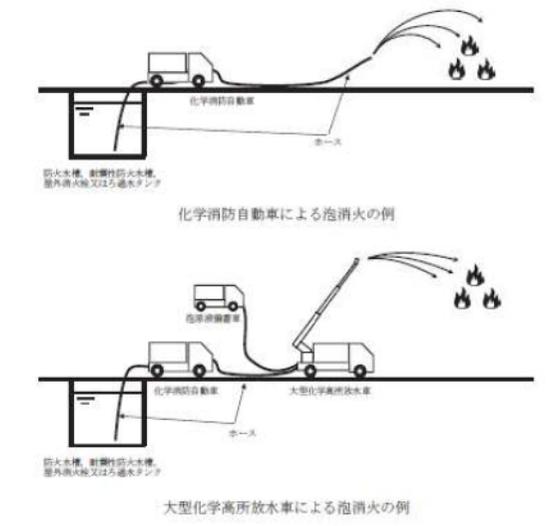
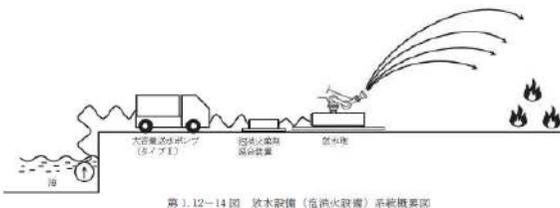
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<div data-bbox="129 448 551 1131" style="border: 2px solid black; width: 188px; height: 428px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="562 507 595 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <p data-bbox="613 451 674 1134"> 第1.12.5図 送水車及びスプレイヘッドによる原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水時のホース敷設ルート </p>	<div data-bbox="786 770 1294 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大飯3/4号炉との比較対象なし </div>		<p data-bbox="2007 783 2130 834"> 設備の相違 （差異理由②） </p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

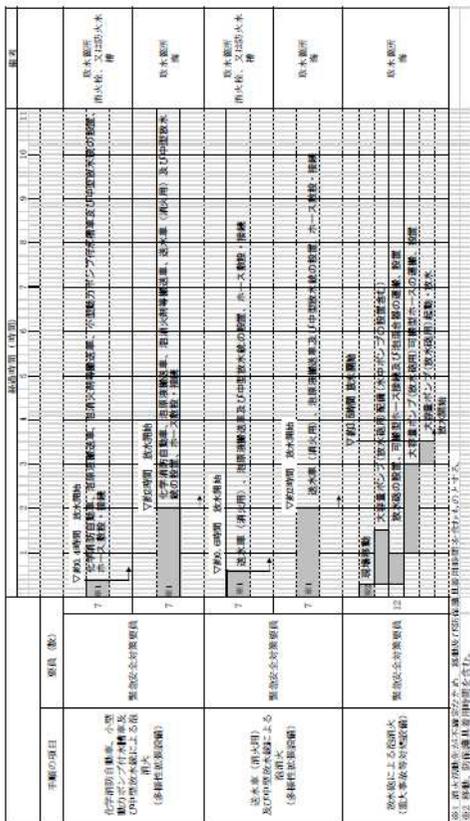
1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
 <p>第1.12.6図 泡消火による消火活動 概略系統</p>	 <p>第 1.12.8 図 泡消火による消火活動 概略系統</p>	 <p>第 1.12-13 図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火 系統概要図</p>  <p>第 1.12-14 図 放水設備（泡消火設備）系統概要図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉



航空機衝突による航空機燃料火災発生した場合の消火活動タイムチャート

泊発電所3号炉



第1.12.9図 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火タイムチャート



第1.12.11図 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火タイムチャート



第1.12.15図 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による泡消火タイムチャート

女川原子力発電所2号炉

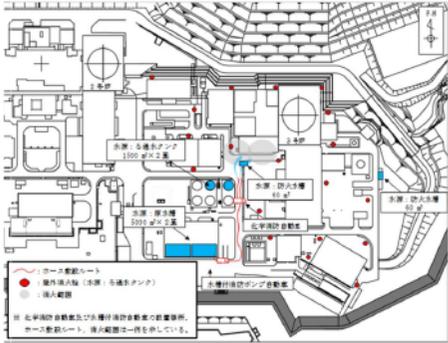
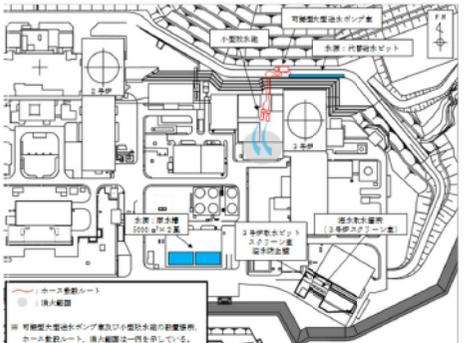


第1.12-15図 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火並びに放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>・ケーススタディ1（北東側から原子炉周辺建屋衝突） 【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その1）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは放水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火及び延焼防止処置。ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ2（南側からタービン建屋衝突） 【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その2）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは放水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火及び延焼防止処置。ホース敷設ルート図</p> <p>・ケーススタディ3（南東側から原子炉格納容器衝突） 【火災源】航空機燃料【延焼想定】原子炉周辺建屋等</p>  <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.12.8図（その3）化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水罐車又は化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車及び中型放水銃あるいは放水車（消火用）及び中型放水銃による泡消火及び延焼防止処置。ホース敷設ルート図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.12.10図 化学消防自動車及び水罐付消防ポンプ自動車による泡消火。ホース敷設ルート図</p>  <p>第1.12.12図 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火。ホース敷設ルート図</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p>

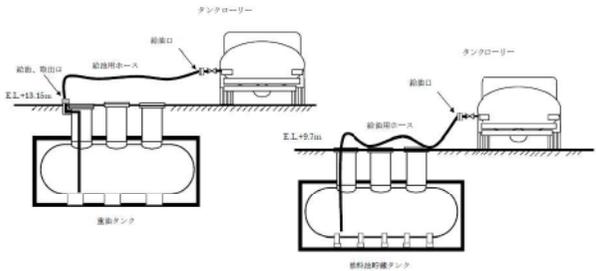
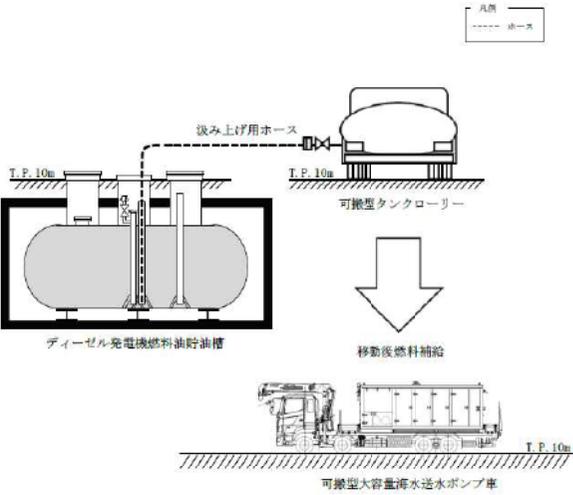
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<div data-bbox="197 770 607 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>	<div data-bbox="831 807 1223 1334" style="text-align: center;"> <p>第 1.12.14 図 大飯火力発電用消防自動車による泡消火 ホース敷設ルート</p> </div> <div data-bbox="831 256 1167 778" style="text-align: center;"> <p>第 1.12.13 図 大飯火力発電用消防自動車による泡消火 タイムチャート</p> </div>		設備の相違 (差異理由⑥)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																													
<p data-bbox="107 483 696 518">泊3号炉との比較のため技術的能力1.6より転記</p>  <p data-bbox="203 906 589 922">第1.6.15図 電源車（可搬式代替民注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料供給 概略図</p> <p data-bbox="100 965 219 981">○大容量ポンプへの燃料供給</p> <table border="1" data-bbox="100 986 696 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="5">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>100</th> <th>150</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">大容量ポンプへの燃料供給開始 可搬式ポンプ</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプへの燃料供給</td> <td>緊急安全対策要員 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料供給開始後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="123 1098 280 1114">※ 燃料供給開始後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(分)					備考	30	40	50	100	150	大容量ポンプへの燃料供給開始 可搬式ポンプ							大容量ポンプへの燃料供給	緊急安全対策要員 2						燃料供給開始後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後	 <p data-bbox="741 869 1323 927">第 1.12.16 図 可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料供給 概略系図</p> <table border="1" data-bbox="750 970 1323 1109"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="3">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">約2時間 燃料供給開始</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料供給</td> <td>事務員 2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)			1	2	3	約2時間 燃料供給開始					可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料供給	事務員 2				<p data-bbox="2004 464 2145 515">記載方針の相違 (差異理由②)</p>
手順の項目			要員(数)	経過時間(分)					備考																																							
	30	40		50	100	150																																										
大容量ポンプへの燃料供給開始 可搬式ポンプ																																																
大容量ポンプへの燃料供給	緊急安全対策要員 2						燃料供給開始後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後、燃料供給停止後、燃料供給再開後																																									
手順の項目	要員(数)	経過時間(時間)																																														
		1	2	3																																												
約2時間 燃料供給開始																																																
可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料供給	事務員 2																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大阪発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	差異理由
<p data-bbox="112 311 694 343">泊3号炉との比較のため技術的能力 1.6より転記</p> <div data-bbox="112 399 600 1273" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 218px;"></div> <div data-bbox="616 402 667 673" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 23px; height: 170px; position: absolute; top: 252px; left: 275px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。 </div> <p data-bbox="667 689 694 938" style="text-align: center;">第1.6.17図 燃料補給アクセスルート</p>	<div data-bbox="734 375 1249 1212" style="border: 2px dashed black; height: 525px; width: 230px; position: absolute; top: 235px; left: 328px;"> <div data-bbox="772 379 1236 1201" style="border: 2px solid black; height: 515px; width: 207px;"></div> </div> <p data-bbox="1265 481 1292 1104" style="text-align: center;">第1.12.18図 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 アクセスルート</p> <div data-bbox="1303 370 1330 833" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 12px; height: 90px; position: absolute; top: 232px; left: 582px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <p data-bbox="743 1173 770 1204" style="text-align: left;">退而</p>		<p data-bbox="2004 319 2145 370" style="color: blue;">記載方針の相違 (差異理由②)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																													
<div data-bbox="197 767 607 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 泊3号炉との比較対象なし </div>	<div data-bbox="745 268 1335 735" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="745 786 1335 882">第 1.12.19 図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 概略系統</p> <div data-bbox="745 901 1335 1204" style="text-align: center;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">経過時間(時間)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">約3時間 燃料補給開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</td> <td>事務局員</td> <td>移動、ホース敷設</td> <td>タンクローリー準備</td> <td>燃料汲み上げ</td> <td>移動、燃料補給準備</td> </tr> <tr> <td>運転員</td> <td>移動、系統構成</td> <td>燃料油移送ポンプ受電準備</td> <td>燃料油移送ポンプ起動</td> <td>燃料油移送ポンプ停止</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">追 面</p> </div> <p data-bbox="745 1230 1335 1326">第 1.12.20 図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 タイムチャート</p>			経過時間(時間)						1	2	3	4	手順の項目	要員(数)	約3時間 燃料補給開始				ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	事務局員	移動、ホース敷設	タンクローリー準備	燃料汲み上げ	移動、燃料補給準備	運転員	移動、系統構成	燃料油移送ポンプ受電準備	燃料油移送ポンプ起動	燃料油移送ポンプ停止		設備の相違 (差異理由⑤)
		経過時間(時間)																														
		1	2	3	4																											
手順の項目	要員(数)	約3時間 燃料補給開始																														
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	事務局員	移動、ホース敷設	タンクローリー準備	燃料汲み上げ	移動、燃料補給準備																											
	運転員	移動、系統構成	燃料油移送ポンプ受電準備	燃料油移送ポンプ起動	燃料油移送ポンプ停止																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<p style="text-align: center;">第 1.12.21 図 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給に関する 対応手順</p>		<p style="color: red;">設備の相違 (差異理由⑤)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<pre> graph TD Start[放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制を実施すると判断した場合] --> Step1[①シルトフェンス設置作業 (保修班員：10名)] Step1 --> Step2[②シルトフェンス設置作業 (保修班員：10名)] Step2 --> Step3[③放射性物質吸着材設置作業 (保修班員：4名)] Step2 --> Step1 Step3 --> End[放水設備（大気への拡散抑制設備）による放水開始までの実施する手順] </pre> <p>①、③の作業は、異なる班員で対応できる場合は、並行して実施することが可能。</p>	

第 1.12-12 図 海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.12.24-(1)</p> <p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p>1. 「手順着手の判断基準」及び「操作手順」解釈一覧</p> <table border="1" data-bbox="967 403 1756 647"> <tr> <td>対応手段</td> <td colspan="2">1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記載内容</td> <td style="text-align: center;">解釈</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ④</td> <td>放水砲に可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑤</td> <td>水中ポンプに可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑥</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="967 687 1756 932"> <tr> <td>対応手段</td> <td colspan="2">1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記載内容</td> <td style="text-align: center;">解釈</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ④</td> <td>放水砲に可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑤</td> <td>水中ポンプに可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑥</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="967 971 1756 1265"> <tr> <td>対応手段</td> <td colspan="2">1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等 (2) 航空機燃料火災への消防火 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による消防火</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">記載内容</td> <td style="text-align: center;">解釈</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ③</td> <td>放水砲に可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ④</td> <td>水中ポンプに可搬型ホースを接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑤</td> <td>泡混合設備を可搬型大容量海水送水ポンプ車の下流ラインへ可搬型ホースで接続</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照</td> </tr> <tr> <td>操作手順 ⑦</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動</td> <td>「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照</td> </tr> </table>	対応手段	1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制			記載内容	解釈	操作手順 ④	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照	操作手順 ⑤	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照	操作手順 ⑥	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照	対応手段	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制			記載内容	解釈	操作手順 ④	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照	操作手順 ⑤	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照	操作手順 ⑥	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照	対応手段	1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等 (2) 航空機燃料火災への消防火 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による消防火			記載内容	解釈	操作手順 ③	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照	操作手順 ④	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照	操作手順 ⑤	泡混合設備を可搬型大容量海水送水ポンプ車の下流ラインへ可搬型ホースで接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照	操作手順 ⑦	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照	<p>【大飯 3/4号炉】 記載方針の相違 ・比較対象の添付資料なし。</p> <p>【女川 2号炉】 プラント型式の相違 ・本審査項目は、原子炉施設に共通の要求に係る項目であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置、アニュラス部の有無及びフィルタベント設備の有無などの相違によって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点では、まとめ資料本文比較表にて大飯 3/4号炉と比較する。</p> <p>【女川 2号炉】 記載方針の相違 ・女川 2号炉は本審査項目に解釈一覧の添付なし。 ・泊 3号炉は操作内容を具体的に示すため、可搬型大容量海水送水ポンプ車を可搬型ホースで接続し、起動する手順及び当該ポンプへの燃料補給手順を解釈一覧に整理。</p>
対応手段	1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制																																																	
	記載内容	解釈																																																
操作手順 ④	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照																																																
操作手順 ⑤	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照																																																
操作手順 ⑥	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(3)）」参照																																																
対応手段	1.12.2.2 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制																																																	
	記載内容	解釈																																																
操作手順 ④	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照																																																
操作手順 ⑤	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照																																																
操作手順 ⑥	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(4)）」参照																																																
対応手段	1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等 (2) 航空機燃料火災への消防火 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による消防火																																																	
	記載内容	解釈																																																
操作手順 ③	放水砲に可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照																																																
操作手順 ④	水中ポンプに可搬型ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照																																																
操作手順 ⑤	泡混合設備を可搬型大容量海水送水ポンプ車の下流ラインへ可搬型ホースで接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照																																																
操作手順 ⑦	可搬型大容量海水送水ポンプ車を起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(5)）」参照																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由																					
<div data-bbox="405 762 651 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.12.24-(2)</p> <table border="1" data-bbox="969 624 1756 970"> <tr> <td data-bbox="969 624 1064 683">対応手段</td> <td colspan="2" data-bbox="1064 624 1756 683">1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 683 1064 708"></td> <td data-bbox="1064 683 1435 708" style="text-align: center;">記載内容</td> <td data-bbox="1435 683 1756 708" style="text-align: center;">解釈</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 708 1064 762">操作手順 ④</td> <td data-bbox="1064 708 1435 762">ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続</td> <td data-bbox="1435 708 1756 762">「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 762 1064 817">操作手順 ⑤</td> <td data-bbox="1064 762 1435 817">ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための吊架構成</td> <td data-bbox="1435 762 1756 817">「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 817 1064 871">操作手順 ⑥</td> <td data-bbox="1064 817 1435 871">ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備</td> <td data-bbox="1435 817 1756 871">「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 871 1064 925">操作手順 ⑦</td> <td data-bbox="1064 871 1435 925">ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動</td> <td data-bbox="1435 871 1756 925">「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 925 1064 970">操作手順 ⑧</td> <td data-bbox="1064 925 1435 970">ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止</td> <td data-bbox="1435 925 1756 970">「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照</td> </tr> </table>	対応手段	1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給			記載内容	解釈	操作手順 ④	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照	操作手順 ⑤	ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための吊架構成	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照	操作手順 ⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照	操作手順 ⑦	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照	操作手順 ⑧	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照	
対応手段	1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給																						
	記載内容	解釈																					
操作手順 ④	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照																					
操作手順 ⑤	ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための吊架構成	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照																					
操作手順 ⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの給電準備	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照																					
操作手順 ⑦	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照																					
操作手順 ⑧	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止	「2. 操作対象機器一覧（添付資料1.12.24-(6)(7)）」参照																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
<div data-bbox="400 762 651 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1632 231 1816 255" style="text-align: right;">添付資料 1.12.24-(3)</div> <div data-bbox="958 279 1126 303" style="text-align: center;">2. 操作対象機器一覧</div> <div data-bbox="965 331 1812 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対応手段 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の手順等 (1) 大気への拡散抑制 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制</p> </div> <div data-bbox="965 400 1812 1157" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">概略系統</p> </div> <div data-bbox="965 1157 1812 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">操作対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>操作手順番号</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>放水砲とホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>水中ポンプとホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div>	操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考	①	放水砲とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	—	②	水中ポンプとホース接続	ホース	ホース接続	屋外	—	③	可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	—	
操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考																					
①	放水砲とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	—																					
②	水中ポンプとホース接続	ホース	ホース接続	屋外	—																					
③	可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	—																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
<div data-bbox="405 762 651 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">比較対象なし</div>	<div data-bbox="1644 264 1816 288" style="text-align: right;">添付資料 1.12.24-(5)</div> <div data-bbox="969 312 1809 395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対応手段 1.12.2.3 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順等 (2) 航空機燃料火災への泡消火 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</p> </div> <div data-bbox="969 400 1809 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">概略系統</p> <p style="text-align: center;">操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="969 1134 1809 1278"> <thead> <tr> <th>操作手順番号</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>放水砲とホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>水中ポンプとホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>泡混合設備とホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </div>	操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考	③	放水砲とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-	④	水中ポンプとホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-	⑤	泡混合設備とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-	⑦	可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	-	
操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考																											
③	放水砲とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-																											
④	水中ポンプとホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-																											
⑤	泡混合設備とホース接続	ホース	ホース接続	屋外	-																											
⑦	可搬型大容量海水送水ポンプ車稼働	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	-																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由
<div data-bbox="400 762 651 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">比較対象なし</div>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.12.24-(6)</p> <div data-bbox="965 225 1816 296" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対応手段 1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 (1/2)</p> </div> <div data-bbox="965 296 1816 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">概略系統</p> <p style="text-align: center;">移動後燃料補給</p> </div> <div data-bbox="965 826 1816 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">275 kV 系統</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

女川発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	差異理由																																																																																																																																																																														
比較対象なし	<p style="text-align: center;">添付資料 1.12.24-(7)</p> <p>1.12.2.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順等 (2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="969 496 1814 1098"> <thead> <tr> <th>操作手順番号</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td> <td>ホース接続</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤¹⁾</td> <td>B-燃料油手動ポンプ出口弁</td> <td>B-燃料油手動ポンプ出口弁</td> <td>全開確認</td> <td>ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥¹⁾</td> <td>A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁</td> <td>A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁</td> <td>全開確認</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦¹⁾</td> <td>B-燃料油サービスタンク入口弁</td> <td>B-燃料油サービスタンク入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧¹⁾</td> <td>B-燃料油サービスタンク油面制御弁</td> <td>B-燃料油サービスタンク油面制御弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑨¹⁾</td> <td>B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁</td> <td>B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑩¹⁾</td> <td>燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁</td> <td>燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>原子炉建屋T.P.17.8a</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑪¹⁾</td> <td>①C-C-1日昇通電機</td> <td>①C-C-1日昇通電機</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑫¹⁾</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑬¹⁾</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑭¹⁾</td> <td>B-空気圧縮機</td> <td>B-空気圧縮機</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑮¹⁾</td> <td>B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)</td> <td>B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑯¹⁾</td> <td>B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)</td> <td>B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑰¹⁾</td> <td>B-排水加熱器</td> <td>B-排水加熱器</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑱¹⁾</td> <td>B-ディーゼル発電機制御弁</td> <td>B-ディーゼル発電機制御弁</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑲¹⁾</td> <td>B-ディーゼル発電機スパーシヒータ</td> <td>B-ディーゼル発電機スパーシヒータ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>⑳¹⁾</td> <td>C-ディーゼル発電機密閉給気ファン</td> <td>C-ディーゼル発電機密閉給気ファン</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉑¹⁾</td> <td>C-ディーゼル発電機密閉給気ファン</td> <td>C-ディーゼル発電機密閉給気ファン</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉒¹⁾</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉓¹⁾</td> <td>B-蓄熱器加熱器</td> <td>B-蓄熱器加熱器</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉔¹⁾</td> <td>B-温水循環ポンプ</td> <td>B-温水循環ポンプ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉕¹⁾</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>B-換油油タンクヒータ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉖¹⁾</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>切→ホース差替え</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉗¹⁾</td> <td>B-ディーゼル発電機コントロールセンタ</td> <td>B-ディーゼル発電機コントロールセンタ</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉘¹⁾</td> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉙¹⁾</td> <td>ポンプ起動</td> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉚¹⁾</td> <td>燃料油移送ポンプ停止</td> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋T.P.10.3a</td> <td>交流電機</td> </tr> <tr> <td>㉛¹⁾</td> <td>ポンプ停止</td> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>起動→停止</td> <td>ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b</td> <td>交流電機</td> </tr> </tbody> </table> <p># 1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</p>	操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考	④	ホース接続	ホース	ホース接続	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑤ ¹⁾	B-燃料油手動ポンプ出口弁	B-燃料油手動ポンプ出口弁	全開確認	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	—	⑥ ¹⁾	A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁	A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁	全開確認	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑦ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク入口弁	B-燃料油サービスタンク入口弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑧ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク油面制御弁	B-燃料油サービスタンク油面制御弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑨ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁	B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑩ ¹⁾	燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁	燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—	⑪ ¹⁾	①C-C-1日昇通電機	①C-C-1日昇通電機	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑫ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ	B-燃料油移送ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑬ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑭ ¹⁾	B-空気圧縮機	B-空気圧縮機	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑮ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)	B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑯ ¹⁾	B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)	B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑰ ¹⁾	B-排水加熱器	B-排水加熱器	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑱ ¹⁾	B-ディーゼル発電機制御弁	B-ディーゼル発電機制御弁	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑲ ¹⁾	B-ディーゼル発電機スパーシヒータ	B-ディーゼル発電機スパーシヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	⑳ ¹⁾	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉑ ¹⁾	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉒ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉓ ¹⁾	B-蓄熱器加熱器	B-蓄熱器加熱器	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉔ ¹⁾	B-温水循環ポンプ	B-温水循環ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉕ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉖ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ	B-燃料油移送ポンプ	切→ホース差替え	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉗ ¹⁾	B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	切→入	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉘ ¹⁾	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	切→入	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉙ ¹⁾	ポンプ起動	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	停止→起動	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	交流電機	㉚ ¹⁾	燃料油移送ポンプ停止	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機	㉛ ¹⁾	ポンプ停止	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	起動→停止	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	交流電機	
操作手順番号	操作内容	操作対象機器	状態の変化	操作場所	備考																																																																																																																																																																											
④	ホース接続	ホース	ホース接続	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑤ ¹⁾	B-燃料油手動ポンプ出口弁	B-燃料油手動ポンプ出口弁	全開確認	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	—																																																																																																																																																																											
⑥ ¹⁾	A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁	A-燃料油移送ポンプ出口A 換油給弁	全開確認	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑦ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク入口弁	B-燃料油サービスタンク入口弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑧ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク油面制御弁	B-燃料油サービスタンク油面制御弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑨ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁	B-燃料油移送ポンプ出口B 換油給弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑩ ¹⁾	燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁	燃料油移送ポンプ出口油給センブリング弁	全開→全閉	原子炉建屋T.P.17.8a	—																																																																																																																																																																											
⑪ ¹⁾	①C-C-1日昇通電機	①C-C-1日昇通電機	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑫ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ	B-燃料油移送ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑬ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑭ ¹⁾	B-空気圧縮機	B-空気圧縮機	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑮ ¹⁾	B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)	B-燃料油サービスタンク油面制御弁 (3 L S V-4 4 3 2)	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑯ ¹⁾	B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)	B-排水タンク補給電磁弁 (3 L S V-4 4 0 2)	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑰ ¹⁾	B-排水加熱器	B-排水加熱器	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑱ ¹⁾	B-ディーゼル発電機制御弁	B-ディーゼル発電機制御弁	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑲ ¹⁾	B-ディーゼル発電機スパーシヒータ	B-ディーゼル発電機スパーシヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
⑳ ¹⁾	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉑ ¹⁾	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	C-ディーゼル発電機密閉給気ファン	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉒ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉓ ¹⁾	B-蓄熱器加熱器	B-蓄熱器加熱器	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉔ ¹⁾	B-温水循環ポンプ	B-温水循環ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉕ ¹⁾	B-換油油タンクヒータ	B-換油油タンクヒータ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉖ ¹⁾	B-燃料油移送ポンプ	B-燃料油移送ポンプ	切→ホース差替え	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉗ ¹⁾	B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	切→入	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉘ ¹⁾	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	切→入	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉙ ¹⁾	ポンプ起動	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	停止→起動	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	交流電機																																																																																																																																																																											
㉚ ¹⁾	燃料油移送ポンプ停止	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	入→切	原子炉建屋T.P.10.3a	交流電機																																																																																																																																																																											
㉛ ¹⁾	ポンプ停止	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	起動→停止	ディーゼル発電機建屋T.P.6.2b	交流電機																																																																																																																																																																											

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.0 43条 共通 (1.0.2 (保管アクセス) 以外)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4.4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.1 44条 ATWS	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.2 45条 高圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.3 46条 減圧	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.4 47条 低圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.5 48条 最終ヒートシンク	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.6 49条 CV冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.7 50条 CV過圧破損防止	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪

プ
ラ
ン
ト
A

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式		
		比較対象	選定理由				
設備・技術的能力 S A プ ラ ン ト	1.8 51条	CV下部注水	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.9 52条	CV水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.10 53条	RB水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉 伊方3号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	53条 女川一泊一大飯-伊方
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.11 54条	SFP	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置がBWRと異なるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.12 55条	放射性物質の拡散抑制	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.13 56条	水源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.14 57条	電源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
1.15 58条	計装	概ね説明済み	大飯3/4号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉 伊方3号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯-伊方	

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.16 59条 原子炉制御室	概ね説明済み (原子炉制御室の居住性を確保するための対策はバックフィットのため新規説明)	女川2号炉 大飯3/4号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため女川2号炉をリファレンスとする 事故シナシエンス選定等PWR固有設計に係る事項については大飯3/4号炉をリファレンスとする	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
		女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.18 61条 緊急時対策所	概ね説明済み	大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯

比較対象プラント選定の詳細（技術的能力）

【1.12：放射性物質の拡散抑制】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯 3 / 4 号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であるが、PWRとBWRの使用済燃料ピット（プール）配置、アニュラス部の有無およびフィルタベント設備の有無などの相違によって、重大事故等への対応に用いる具体的な手順及び設備設計が異なるため、基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯 3 / 4 号炉を選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、記載内容の充足性を確認した。（文言単位の比較は行わない） ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例] 添付資料（手順着手の判断基準、操作手順の解釈など）
	（当該方法の選定理由）	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。 ② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川 2 号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯 3 / 4 号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

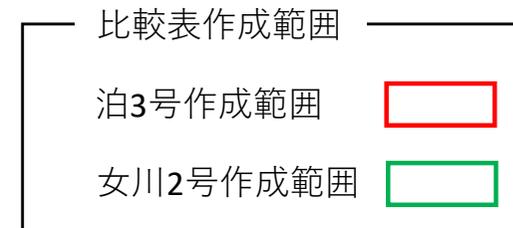
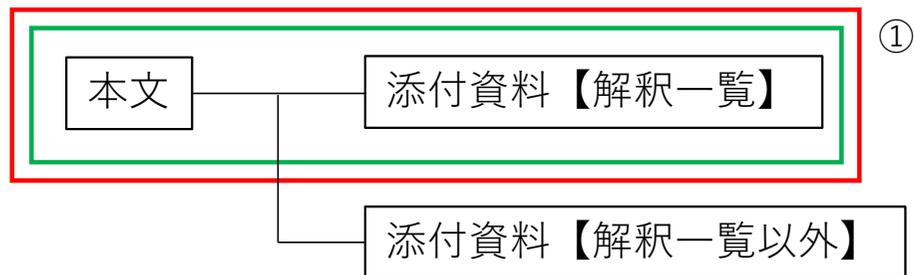
プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料	添付資料					
添付資料1.12.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	添付資料1.12.2 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	○	×			基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料1.12.2 放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制	添付資料1.12.4 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	○	×			
添付資料1.12.3 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について		×	×	プラント固有の条件を踏まえた設備設計であるため作成不要		まとめ資料を作成していない
添付資料1.12.4 放水砲の設置場所及び使用方法について	添付資料1.12.5 放水砲の設置位置（多方向）について	○	×			基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
	添付資料1.12.6 放水砲の放水方法について	○	×			
	添付資料1.12.7 放水砲による放射性物質の抑制効果について	○	×			
添付資料1.12.5 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み		×	×	プラント固有の条件を踏まえた設備設計であるため作成不要。		まとめ資料を作成していない
添付資料1.12.6 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制	添付資料1.12.10 荷揚場シルトフェンスの設置	○	×			基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料1.12.7 海洋への拡散抑制設備（放射性物質吸着材）による海洋への放射性物質の拡散抑制	添付資料1.12.9 放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	○	×			
添付資料1.12.8 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による泡消火	添付資料1.12.13 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火	○	×			
添付資料1.12.9 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火	添付資料1.12.16可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火	○	×			
添付資料1.12.10 消火設備の消火性能について	添付資料1.12.17 消火設備の消火性能について	(○) △→○	×		他条文（大規模損壊）の読み込み→当該条文中書き下し	
添付資料1.12.11 航空機燃料火災時における大容量送水ポンプ（タイプI）付属水中ポンプの設置方法について		×	×	プラント固有の条件を踏まえた運用であるため作成不要。 なお、女川は、航空機火災が発生した場合は速やかに消火活動を行うため、大容量送水ポンプ（タイプII）付属水中ポンプを可搬型クレーンを使用せず人力により水中へ投入することについて本資料にて説明している。 泊は、車載搭載型クレーンを使用することとしている。		
	添付資料1.12.1 重大事故等対処設備の電源構成図	○	×			
	添付資料1.12.3 多様性拡張設備仕様	○	×			
	添付資料1.12.8 発電所外への放射性物質の拡散抑制について	○	×			
	添付資料1.12.11 開口部シルトフェンスの設置	○	×			
	添付資料1.12.12 可搬型スプレインゾルの性能について	○	×			
	添付資料1.12.14 可搬型大型送水ポンプ車及び小型放水砲による泡消火 1. 代替給水ビッド水源 2. 原水槽水源	○	×			

泊発電所3号炉 設置変更許可申請に係る審査取りまとめ資料の比較表に係るステイタス整理表

	添付資料1.12.15 大規模火災用消防自動車による泡消火 1. 原水槽又は防火水槽	○	×		
	添付資料1.12.18放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について	○	×		
	添付資料1.12.19泡混合設備概要について	○	×		
	添付資料1.12.20可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	○	×		
	添付資料1.12.21ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	○	×		
	添付資料1.12.22可搬型大容量海水送水ポンプ車用の燃料について	○	×		
	添付資料1.12.23重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート	○	×		
	添付資料1.12.24 解釈一覧 1.「手順着手の判断基準」および「操作手順」解釈一覧 2.操作対象機器一覧	×→○	×→○		当該資料に整理している手順着手判断基準に係るパラメータの設定値や、操作手順に係るパラメータの調整値、操作する弁の名称等については、設工認及び保安規定における審査にて説明することとしていたが、更なる説明性の向上を目的として、今後作成する。

泊3号炉 「比較表」の作成範囲

技術的能力1.1～1.19



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料の解釈一覧については、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	まとめ資料・比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類十に記載する内容を記載した資料	
添付資料【解釈一覧以外】	評価方針に基づき実施した評価結果等ととりまとめた資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料【解釈一覧】	判断基準の解釈一覧、操作手順の解釈一覧等を記載した資料 (逐条により記載項目は異なり、記載がない逐条もある)	